

(第八部)

國第百二十一回
會

參議院農林水產委員會會議錄

平成三年四月十二日(金曜日)

午後一時開會

出席者は左のとおり

理事長

右

青木幹雄君
北修二君
谷本魏君
細谷昭雄君
井上哲夫君

○本日の会議に付した案件
○国有林野事業改善特別措置法
○法律案内閣提出、衆議院送付
○森林法等の一部を改正する法律案

(付) の一部を改正する
法律案(内閣提出、

意でこの問題を出されたんだろうというふうに私は思いたいという気持ちでいっぱいなんです。

で、通常の事業経営の中では返済をすることは不可能に近いほどの累積債務であったのではないだろうか。働くけど、努力をされども返済をすることにてても自信のないところで、なかなか夢と希望を持って国有林野の現場で働いておる人々はや

事務局側
林野庁長官 林野 広次郎
員 常任委員会専門 小澤 入澤
片岡 普照君
光君 肇君

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員会を開かいだします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題いたします。

両案につきましては、既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

言ふから問題でなければ、やうやく外的のものであつたんだろう。それは内的なもののか外的なものなのか、率直にその辺のところをお聞かせいただきないと、我々もこれから審議に当たつてそのところを一緒になつて考えましょうというところにならぬのではないかなとうふに思つます。

と申し上げるのも、今まで半年以上にわたつては私どもも私どもなりに問題の提起をしてきたつま

配してきただんなではないか、私はそう認識をいたしました。それは内にも外にも私は問題があつた点だろうと思うわけであります、ここで累積債務と経常事業部門との区分ができたということが一つの大好きな従来との違いであらう。そして、一般会計からの支援の要請ができるようになつたということだ、こう思うわけであります。経常事業部門につ

○上野雄又君　久しうりに委員会での発言であります、この前たしか私が林業問題でいろいろと御質問申し上げたと思うんです。その際、たしか農長官のときだったと思いますが、農業、林業をめぐって、余りいい話がない、だから農林業に關して夢と希望の持てるようなそういう論議の展開をしましようというふうに切り出したのを思い起します。このあります、結局あのときの議論も、どうも仕掛けもへばかったのかもしれません、受けの方もどうももう一つさせませんで、余り夢と希望の盛り込まれた楽しい論議になるということ

りでありますし、そういうしたものについてどう生かそうとされているのかという点などについて、大臣、長官、今度の提起に当たってのお考えをおどもにお示しいただきたい。むしろこのお答はうは、専門的なことよりもみんなにわかるような態度でお話をいただければと思います。

○國務大臣(近藤元次君)　国有林野問題につきましては、かねがね五十三年以降いろんな改善努力をしてまいりましたけれども、現実の問題として大変厳しい環境の中に今までたどってきたところであります。

きましてはこれから十年、累積債務については二十年、その方向に向かって一年でも短縮できるよう努力をしていくのが今日の私たちの立場でなからうか、こう判断をいたしておるわけであります。

もう一つは、流域単位でこのような後継者不足なり効率を上げていくという面では、私ども川上から川下に至るまで、民有林、国有林を問わず、流域を一体として改善計画を立てていく、これがまた能率的でもなからうか。新しい流域単位の試みをしていくことにさせていただいたのが、今回

にならなかつたと感じております。
きょうこの二法案の審議で御質問を申し上げる
わけでありますが、数次にわたる経営改善計画な
るもののが取り上げられてきたわけです。私はたし

細かい項目的な、数字的なことを省いて答弁する。こういうことでありますから、私はそういう厳しい環境の中でも一つの先行きの見通しが立てられないで、この改善法案ではないだろうか、こう認識をさせられました。

法案を提案させていただいた要点の大きなところ
でないだろうか、こう考えておるわけであります。
○政府委員(小澤普照君) 今大臣の方からも御説

明申し上げましたけれども、私の方から国有林のこれまでの改善に取り組んできた状況なり、あるいは厳しい状況につきまして若干御説明をさせていただきたいでございます。

国有林の事業の経営改善につきましては、昭和五十三年から取り組んでまいったわけでございまして、内容的には事業運営の改善合理化、あるいは組織機構の簡素化、合理化、また要員規模の適正化、さらにまた自己収入の確保等、各般にわたり自主的な改善努力を行いますとともに、所要の財政措置を講じてきたところでございますけれども、長期にわたります木材価格の低迷でございますとか、あるいは森林の資源的制約等によりまして、伐採量の減少もせざるを得なかつた。あるいはまた地価抑制策に伴います土地売り払いの困難性の問題もございました。

このようないし事柄から、財務事情につきまして非常に厳しい状況に立ち至つてきましたというところでございまして、私どもこのようないし状況を開拓するために今回の改正をまたお願いしているところでございます。

○上野雄文君 反省点と言つてみても、ある人が書いておりましたけれども、後輩が先輩のやつてきしたこと批判するというのは官僚の世界では絶対に認められないことなんだというふうな手厳しい意見も私読みました。なかなか言いづらいことなんでしょう。ただ今度、全体を通じて内外のいろんな問題があるが、挙げて内に引き込んできて全部自分たちで責任を負わなきやならないなんというようなこと、それがいわゆる合理化に結びついていつてしまふというようなことだけでは、我々は納得するわけにはいかないというふうに思つてゐるんです。それらについては、また逐次お尋ねをすることにしたいと思います。

私はこの前も申し上げたんですが、林野の問題をめぐつてマスクミもこれをこれほどまでいるところで取り上げてくれるようになつて、この前申し上げたつもりです。そしてまた、国際

的にも環境問題と結びつけて大分議論をされるようになつておるようであります。残されたその審議に入る前に林業白書が配付されました。各社それぞれの立場から林業問題の重要性というものを社説で書いてくれております。

その中で、国際的な役割の問題なんかに触れた

点が、つまり日本は外材依存、需要の七〇%を輸入している。しかもそれが熱帯林に及ぼしているんだと。これから来年の六月にブラジルで地球サミットも開かれる。こういうような状況にある折から、日本のこれからそういうものに対する対応策というようなものについてどうお考えなのか。

世界的に、地理的に物事を見れば、八一年から八五年までの統計を見ても毎年平均千百三十万へクタールも熱帯林が減少しているというふうに推定されているという数字も出されておりました。日本に例えれば北海道と九州を合わせた面積に相当する、こういうことが報道されているわけでありまして、これらの南洋材等に依存している日本の現状というものを今度の再建計画の中でどういうふうに考えていいのか、その点についてお考えをお示しいただきたいというふうに思ふんです。

○國務大臣(近藤元次君) 今先生から御指摘のございましたように、国内は水源税時代から大変関心が高まつてしまひましたし、もう一つは国際的に地球環境問題で、とりわけ熱帯林が象徴的に議論の対象になつておるわけであります。また、来年はブラジルで六月に地球環境サミットが行われるわけでありますから、当然この時点ではこの問題が大きく取り上げられてくるだろう、こう思ふわけであります。現状私もついこの間まで千百万へクタールぐらいかと、こう思つておりました

地でそこに植林、造林をしてくれる人たちにどの程度協力をしてもらえるかという、ここにまた一歩の悩みがあることも現実の悩みでありますけれども、今後そういう点で根本的な問題から対応していくかという方針でこれから計画を立てて実施をしていきたい、そう考えておるわけであります。

○上野雄文君 木材以外のこと、特に我が党の村沢委員始め、米の問題なんかでもこの間大臣といろいろやりとりしましたが、いろんなところでの実績が必要でございますし、また同時に、高性能の機械の導入といふようなこと、あるいはこれに関連いたしましてオペレーターの養成が必要でございます。また同時に、国産材の流通、加工といふことにもかかわつてくるわけでございまして、そのような状況を総合的に踏まえまして諸対

体熱帯林所有国の燃料に使われておる、こういうことになつておるようであります。残されたその二〇%の中で大体輸出に使われる用材といふのは二〇%ぐらいになつておるわけであります。

ですから、そういう意味では熱帯林問題は大きくなり上げられておりますけれども、用材輸入を

する日本は輸出の中では大きなウエートを示しておりますが、そのことだけで熱帯林のことが解消するかと、焼き畑農業を解消するためにどうやって日本が持てる技術や資金を支援していくか、薪炭にかわるべきエネルギーといふものを改善するために技術的あるいは資金的な協力をどうやってしていくかという根本的なものに対してもが支援をしていかないと、木材輸入を規制することだけで事が足りるという状態では解決はしない。地球全体の環境というのは人間の生存にかかわることでありますから、一木材だけのことではございませんので、そういう点について私ども今後ODAを中心にして熱帯林所有国に對して協力を申し上げ、その計画等を出さなければなりません。

ただ、山の持つ性格上からいって、技術と一定の資金だけでこれまたなかなか解決しにくい現地でそこに植林、造林をしてくれる人たちにどの程度協力をしてもらえるかという、ここにまた一步の悩みがあることも現実の悩みでありますけれども、今後そういう点で根本的な問題から対応していくかという方針でこれから計画を立てて実施をしていきたい、そう考えておるわけであります。

○上野雄文君 木材以外のこと、特に我が党の村沢委員始め、米の問題なんかでもこの間大臣といろいろやりとりしましたが、いろんなところでの実績が必要でございますから、今お話しのようなことをひとつ積極的に取り組んでいっていただきたいな、こ

れからやろうとするのかということになつてくると、森林整備の五ヵ年計画の問題などに話が及んでくると思うんです。二〇〇四年の自給率を大体五割、こういうふうに見通しを立てておられるようになりますから、現状のとらえ方、どういうふうにしていけば国産材の時代を迎えることができるんだ、そういうような見通しの問題について御説明をいただければと思います。

○政府委員(小澤普照君) 私ども、林産物の需要と供給につきましての長期見通しといふものを昭和六十二年に策定しているのでございます。このに、若干詳しく申し上げますと、平成十六年、これは西暦で言えば二〇〇四年ということになるんですけど、この場合の木材自給率を四三%ないし四八%というようく一定の幅を見込んで立てておるわけでございます。

このよう見通しを持っておりますけれども、現在の需給状況あるいは自給率はどうかといいまして、これらの見通しを下回つてきておるわけでございます。こういう低下傾向にあります理由は、外材の価格競争力が強まる一方、国産材の供給量がほぼ横ばいに推移しているということでそのまま、これらの見通しを下回つてきておるわけでございます。

このよう見通しを持っていますけれども、この状況に対処いたしまして、今後外材に對抗し得るよう国産材、これはこれからが現実的に供給の能力を増してくるわけでございますので、供給体制の整備ということでこれを林政の重点課題といたしまして取り組んでまいらなければならぬというようく考えておるわけでございま

す。

そのためには当然、林道その他の基盤整備の充実が必要でございますし、また同時に、高性能の機械の導入といふようなこと、あるいはこれに関連いたしましてオペレーターの養成が必要でございます。また同時に、国産材の流通、加工といふことにもかかわつてくるわけでございまして、そのような状況を総合的に踏まえまして諸対策を講じてまいりたい、このように考えておると

ころでございます。

○上野雄文君 今年度の概算要求の段階で、約四兆五千億円の投資規模で、整備目標として目標年度末までに整備水準を一〇ポイント向上させると

いうような計画を示されたということではあります。が、これらの概要について概略御説明をいただければありがたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) まさに国内の森林資源の整備は今まで銳意進めてきたところでござりますけれども、資源の整備についての長期計画等に照らして、あるいはまた森林計画に照らしてみると、なかなかその達成状況は目標どおりに

いつていいという実態が確かにございまして、そのような中で私どもはやはり投資計画というものを策定しないと整備が進まないという判断に立ったわけでございます。

そのような観点から、昨年におきまして平成三年度の概算要求を行う際に、森林整備五カ年計画の策定ということを打ち出したわけでございました。それで、これは造林事業あるいは林道事業の投資計画をつくるということでおこなっておりと論議がございまして、昨年の末になりました。それから、これらの方々が五カ年計画の策定は内容をもつと十分詰めて、平成四年度スタートということで行うという方向になりまして、平成三年度につきましては調査費が計上されまして、そしてさらにまた今回御審議をいただいております森林法の改正案の中に、この森林整備事業計画という形で投資計画をつくっていくという根拠規定を盛り込ませていただくということで御審議いただくことになつたわけでございます。

私ども考へておりますのは、この森林整備事業計画におきましては、まず全国森林計画の中で森林の整備につきましての計画が組み込まれるわけですが、これは十五カ年計画でございまして、これを着実に実施していく、達成するといふ観点から森林整備の基幹でございます造林あるいは林道事業の五カ年間の投資額等を定める考え方でございます。投資額等の具体的な内容につきまし

ては、計画策定調査等を踏まえながら平成四年度予算編成に向けまして検討を進めることといたしておりますところでございます。

○上野雄文君 しつかり頑張つてつくつてもらい

たいと思うのでありますが、また後ほどその点については触れたいと思います。

ただ、この計画の樹立に当たつて、これは地域

森林計画についてであります。今度の全体の問題を進めるに当たつて民有林、国有林共通で森林計画をつくる。そこで、意見の聞き方の問題などがありますが、市町村長の意見を聞くこととさ

れているわけでありますが、私どもとしては幅広く、必ずしも市町村長、専門家ばかりいるわけ

はありませんから、関係の地域で森林事業の関係者など広く意見を聞いたらどうかという意見も持つわけであります。どうお考えでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 民有林、国有林におきましては現地調査というものを行つておるわけでござります。

○上野雄文君 次に、保安林の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

保安林に指定された場合には立木の伐採等の私権の制限を受けることになるわけありますが、現在のところ、この規制を受けて補償の方はヘクタール当たり一万円というふうに聞いておりますが、これではいささか補償の名に値しないのではないかという意見を聞きますけれども、これらの問題についてははどういうふうにお考えになつたらっしゃいますか。

○上野雄文君 私が聞いたのとちょっと、数字が倍以上違うわけであります。いろいろお話を伺つてみますと、じゃそういう方々から物すごく

強い要請というものがあるのかというと、別に反乱はないようですが、こういうお話をなんですね。なるほど、反乱という言葉と結びつけると保安といふのはまことに調子のいいあだなどいうふうに思つたりしました。これからも今長官お話しのよ

うにそれなりに配慮してもらいたい。それを言う

計画を樹立した際に計画をまず公表いたしまし

て、そして意見のある場合にはその申し立てを受けるということを仕組みの中に取り込みたいといふように考へているわけでございます。

また、国有林につきましては、今回の法改正に

よりまして営林局長または営林文局長が国有林の地域別の森林計画を立てるわけでござりますけれども、この際に都道府県知事及び市町村長の意見

を聞きますとともに、やはり民有林と同じように、計画を樹立いたしました際に同様に計画を公表いたしまして、意見のある者につきましてはその申し立てを受けるということにいたしてまいりたいということでございます。

さらにつけ加えて申し上げれば、これらの措置により住民の意向が計画に反映されるというよう

に考えておりますけれども、計画樹立の際には事前に現地調査というものを行つておるわけでございまして、そのような際に地域の実態を十分に踏まえた計画の策定をしていくことが必要かと考えております。この際の現地調査は十分に行つよう指導に努めてまいりたいと考へております。

ただ、この場合、現実にどのくらいの補償をしているかということになりますと、立木の買い取りと同じ

価格に對しての利子相当分、これは法定利子といふことで実際に五%の利子率を適用しているわ

けでございまけれども、これを毎年度交付してい

るという仕組みでございます。なぜ利子相当分に

するかということになりますと、立木価格そのもの

を補償してしまいますと立木の買い取りと同じ

形になりますので、利子相当分の補償といふ

う考へを持っておるわけでございます。

この場合、現実にどのくらいの補償をしているかということになりますと、年間で六億九千万円程度で近年推移しておるわけでございまけれども、一ヘクタール当たりの平均補償金額は平成元年度の場合で二万八千円というような形になつております。このような状況でござりますので、先

生おつしやいました金額とはちょっと違つてござりますけれども、これも個々にいろいろなケーブスがございまして算定をしているということでござりますので、私どもはこのような算定の際に当たつてこれが適正に行われるよう今後も努めてまいりたいというふうに考へておる次第でござります。

○上野雄文君 私が聞いたのとちょっと、数字が

大きいとおもふふうにお考へになつたらっしゃいますか。

○政府委員(小澤普照君) 先生今お尋ねの保安林の伐採制にかかわります補償の問題でございますけれども、私どもいたしましては保安林における森林所有者等に対する損失の補償につきましては、当然保安林を指定いたしました際に種々制限がつけられます。この場合に、経済的負担を森林所有者等が受けける場合にその損失を国が補償す

る制度でございます。

具体的にどのようにやつてあるかと申しますと、禁伐の保安林あるいは伐採の保安林につきまして、一定の条件がさらには必要なのでござります。

けれども、例えば禁伐の区域で申し上げますと、市場での木材価格あるいは林道の開設状況を考慮した搬出コスト等を調査いたしまして立木の価格をまず算定いたします。そうしまして、その立木

価格に對しての利子相当分、これは法定利子といふことで実際に五%の利子率を適用しているわ

けでございまけれども、これを毎年度交付してい

るという仕組みでございます。なぜ利子相当分に

するかということになりますと、立木価格そのもの

を補償してしまいますと立木の買い取りと同じ

形になりますので、利子相当分の補償といふ

う考へを持っておるわけでございました。

この場合、現実にどのくらいの補償をしているか

かと、年間で六億九千万円程度で近年推移しておるわけでございましたけれども、立木の買い取りと同

じくいう形になりますので、利子相当分の補償といふ

う考へを持っておるわけでございました。

この場合、現実にどのくらいの補償をしているか

かと、年間で六億九千万円程度で近年推移しておるわけでございましたけれども、立木の買い取りと同

じくいう形になりますので、利子相当分の補償といふ

う考へを持っておるわけでございました。

この場合、現実にどのくらいの補償をしているか

かと、年間で六億九千万円程度で近年推移しておるわけでございましたけれども、立木の買い取りと同

か、保安林。

○政府委員(小澤善照君) そのとおりでござります。

○上野雄文君 民有林の方をやっぱり安くされてるというのは、ほかならぬ国有林の方だって同じような見方をされているんじゃないかなという気がしないでもないのですから、それは私の考えは間違っていますか。

○政府委員(小澤善照君) 今のお話、補償という点というふうに解釈させていただいてお答えいたしましたが、たましましに上げましたいわゆる国が補償している仕組みは国有林には実は適用していないわけでございます。民有の森林で、さらに公有林というようなものを除きまして、さらに禁伐等の指定をしたもので、また一定の条件に合致するものという形でやつておりますので、補償といふ点では国有林、民有林はちょっと差がございまして一律にということではございません。しかしながら、保安林の維持管理というような点になりますとこれは維持管理費が必要でございますし、また保安林の整備ということになりますと治山事業といふことで実行させていただいているということをございます。

○上野雄文君 補償のものが低いということになつてくれば国有林、それは同じように補償するというんじやなくとも、どちら方がもともと安く見てているんでしよう。だから、高く見させるようなことをやはり考え出さなければあなたの方がつまらないんじゃないですかと私は思っているんです。

その次の問題になりますが、施業の代行制度の導入の問題があります。現行制度でいきますと勧告、それから市町村長による所有権移転等の協議があるのは知事の調停までが定められているわけですが、強制力を伴ないので不在村の森林所有者などのケースについては実効が上がらない、こういうことが言われてきたわけとして、今回の施業

代行制度の導入で実効性を確保するための措置で、都道府県知事に一定の場合に分収育林契約を提起する旨の裁定を行う権限が与えられ、裁定が公告されたときは、森林所有者と間伐、保育を行おうとする者の間に分収育林契約が締結されたものとみなす、こういうことです、平成元年現在で初回間伐対象森林が四一六齢級で三百六十七万

ヘクタール、そのうち緊急に間伐をする森林は百四十万ヘクタールというふうになっていますが、たましましに上げましたいわゆる国が補償している仕組みは国有林には実は適用していないわけでございます。民有の森林で、さらに公有林といふようなものを除きまして、さらに禁伐等の指定をしたもので、また一定の条件に合致するものという形でやつておりますので、補償といふ点では国有林、民有林はちょっと差がございまして一律にということではございません。しかしながら、保安林の維持管理といふ点になりますとこれは維持管理費が必要でございますし、また保安林の整備といふことになりますと治山事業といふことで実行させていただいているということをございます。

○政府委員(入澤善照君) 先生御指摘のとおりに施業代行制度がございますけれども、私どもこの制度を新しくつくりましたのは、実は林野率の高い山村の市町村長さんたちに集まつていただきましていろんな意見を聴取しましたら、逐年不在村山林地主がふえていて、間伐が進まない、そこに豪雨がありますと大変な災害が発生している事例が見られるという御意見がございました。私どもその意見を踏まえましてさらに現地調査をやりまして、まあこれは何とかしなくちゃいけないなと。

現行の制度では今先生御指摘のとおり勧告とか調停とかという制度があるんですけれども、それだけでは必ずしも十分でない。そこで強制力を持つ裁定制度ということを新しく設けたわけでございます。私どもは、この裁定に至るまでにこれは最終的な担保的な手段として効力を發揮するということを期待いたしまして、従来の話し合いだとかあるいは話し合いを進めるための勧告とか調停とか、こういう制度を十分にフルに生かすように活用してまいりたいと思ってるわけでございます。

また、この制度をさらに実効あるようになりますために、造林事業だとか間伐促進強化対策の助成措置だとか、あるいは農林公庫の融資制度等も活用して実効を上げていきたいと思っておりますけれ

ども、どのくらい対象面積があるかということ、なかなかこれは算定が難しうございます。今御指摘がありましたように、緊急要間伐森林というのが百四十万ヘクタールございますし、それから不在村山林地主の面積が全民有林面積の二二%、三百万ヘクタールございます。このうちどのくらいの面積がこの対象になるかということは、まだこれから十分詰めていかなくちやいかぬというふうに考えております。

もう一つの問題点であります山地災害の危険箇所でございますけれども、昭和五十三年それから五十四年度の調査をやつたときには十三万一千カ所であったんですねけれども、昭和六十年それから六十一年度に実施しました調査結果によりますと、全国で相当ふえておりまして十七万六千カ所に及んでおります。これはやはり山地あるいは山ろく部への開発が進展いたしまして、保全対象が増加したということが原因じゃないかというふうに考えております。

○上野雄文君 数年前の林業白書で危険箇所の指摘、これは七万カ所ぐらいというふうに、これは年々ふえてきているというふうにとらえていいわけですか。

○政府委員(入澤善照君) そのとおりでござります。

○上野雄文君 こういう点なんかなはこれは大変な対策を立てなきゃいかぬことになるわけですね。これをまとめてやつたらどのくらいかかりますか、日の子でいいですよ。

○政府委員(入澤善照君) 費用ですか。

○上野雄文君 ええ。

○政府委員(入澤善照君) 費用はよくわかりませんけれども、現在こういう山地災害危険箇所の調査実態を踏まえまして第八次の治山の五カ年計画を策定するべく検討を進めているところでございます。数字をどの程度にするかというのはこれからどうなるかは算定が難しうございます。今御指摘ありましたように、緊急要間伐森林といふの問題でございましてわかりませんけれども、可能な限りカバーしていくみたいとは考えておりま

○上野雄文君 そうですか。話の場合に、いろいろ議論をするのにある程度の日の子でやつても、粗いわという話になればそれなりのものが描かれてくるわけですがね。責任を問うなどというつもりはありませんので、大体あくまでもこのぐらいの感じで物は言えませんか。

○政府委員(入澤善照君) 第七次の五カ年計画の中身を見ますと、治山事業が一兆四千百億円、それから災害関連地方単独事業費が千六百億円、その他調整費で四千億円で、全体として治山の投資額は一兆九千七百億円でございます。これを第八次の五カ年計画でどのように伸ばしていくかということについて今議論中でございまして、その金額が幾らかというのを申し上げることはできません。

○上野雄文君 相当なものになるだろうというふうに、ふえていれば当然そういうことだと思います。

そこで、今度は間伐の問題ですが、間伐材の利用というのはやっぱり私の地元なんかでも大変な問題ですね。切り放し、それで山に放置してあるという状態でしてね。それでこれはどうやっていつたらいいか、なかなかいい知恵が浮かんでこないかとも思いますけれども、ただ私この間じゅう少し歩いて見て回りましたら、私のところのある町で、農水省の補助で就業改善センターなんていうのをどんどんつくっていますね。間伐材でつくっているのをよく見せてもらいまして、パンフレットなどももらつてしまひました。それがひとつ宣伝してやるからというようなことでもらつたんですが、担当の方にはお渡ししておきましたのであるいはこらんただけたかと思うんですけど、農水省の補助が各般に及んでおって、建物をつくる場合に積極的にこういったものを利用するよう政策的に誘導していくつもあつたらどうなんだろうということを端的に感じたりもしました。間伐材積が一体どのぐらいあって、今利用されているのはどのぐらいのかなというようなこと

を聞いてみたら、四百七十三万立米のうち大体五

○%強が利用されているんですよ。そうすると大体半分は残っちゃっているという現状なんですね。こういうことについて、林野庁は林野庁としてですが、農林の全体の中なんですからね、そういうような面でどんな努力をされているのか。今申し上げた事例等もひつくるめて、現状やこれからの方針などについてお聞かせをいただければありがたいと思います。

おり、間伐材の利用は五三%ぐらいで、その他は林間に放置されているわけでございます。その原因を調べてみると、運び出すのに作業道がないとかあるいは流通加工施設の整備が十分でない、そういうロットがまとまらないために運び出す方がむしろ不経済になってしまふというふうなことが理由のようでござります。しかし、せっかくの資源でございますから、これを有効に活用するということは大事なことでございまして、今までいろいろな努力がなされております。

するような場合には間伐材を優先的に使うようになります。鉄骨材から間伐材に材を変えるようにといふような通達も出したことがございますし、それから今まで集成材、これが非常に最近技術が発達しましたして、アメリカからも例えば丸太の輸出よりも集成材の輸出の方がふえるというふうな状況でござりますけれども、間伐材の小木片、非常に小さな板でも、集成すれば非常に強度の製材になるという技術がありますので、集成材の方で間伐材を利用するというふうなこともこれから進めていかなくちゃいけませんし、それからまたさらに内装材とか外装材、こういうふうなものにつきましてもこんな努力をやっているわけでございます。

特にことしの予算で日本木材総合情報センターと、いうのを設けまして消費者にそれらの点を普及啓蒙するということをまず第一にやっていきたい。さらにも、それから、間伐材につきましても新規用途の開発、木質新素材の開発促進事業であると

か、あるいは木材の性能向上技術促進事業であるとか、「こんな」ともやつております。各般の努力をやりまして、できるだけ間伐材の有効利用を図つていきたい。それから、一例でございますけれども、中国の方で材がほしいということで、四国のある木材業者が間伐材を中国に輸出したといふ例もございます。これは輸送費コストが十分償われますと有望な市場になるんじゃないかというふうにも考えております。

○上野雄文君 うちの県のことをいろいろ言うのは少し控えなきやいけないんですけども、隣の村沢さんも群馬県と栃木県を間違えるぐらいなので、たまには栃木県の宣伝もしなきやいけないかな、こう思つたりするんですが、地方の合同会議をつくるときに、まあ知事が農水省出身なものですからいろいろ気遣いしたんだろうと思いまが、腰板から何からできるだけ間伐材を使えと言つているんですね。使ってつくったんですね。これは職員の間にもえらい評判がよくて、やっぱり木のぬくもりというのは鉄筋のあれと違いますね。ただ、そういう利用の方法なんかについての宣伝が何か少し足りないんじゃないかな、こう思うんですね。

実は、私の同僚の議員さんから、書簡をつくりうると思うんだけれども材木はどういうのを使つたらいいかと、まあ私が農水でこれ質問すると言つたものだから、どこへ行つてどうすればいいのか聞かれたんですね。ちょっととばとと答えられなかつたものですから、新木場へ行つて、あそこにはいろんなあれがあるから、あそこへ行つてごらんになつたらどうですかというところまでは説明でききたんですけれども、我々の間にもいろんなことがしやべれるような材料の提供というのには余りないのように思つんですが、いかがですか。

○政府委員(入澤謹君) 間伐材のことでしたら、まず第一に林野庁に間伐対策室がございますので、そこにお尋ねいただければ、どこに行けばどういうふうな利用をしているモデルがあるとかとすることは直ちにお示しできると思います。

○上野雄文君 いや、私らはもう現場の営林署の人たちと、さつき集成材の話がありました。それをまとめてどういうふうにやつたらいいのかと、私のところにも見本が来てますよね。プラスタッキを流し込んで固めてみて、のこぎりとの関係がどうだとかいろんな議論もしたりして、利用の方法などのあれは知っていますがね、ただ全体的には、いらっしゃいという前にこういうのがありますよというお知らせが先行しないと、行きたくも行けない。もう一つ宣伝が足りないといふふうに、まあ余りおたくの悪口ばかり言うわけにいきませんが、やはり適切な取り組み方というのをおやりになつたらいのではないかななどいうふうに思います。私が知らないからほのかの人も知らないなどということは申し上げるつもりはありません。

それから、ついでですからちょっと申し上げたいのは、間伐材じやこれはとてもダメですけれども、学校を調べてもらつたんですよ。六十二年、三年、元年度、文部省で木造の学校をつくつたのはどうだと調べてみてもらつたら、全体の比率で一%ですかね。こういう面での林野の取り組みと、いうのはどうなんですか。

○政府委員(入澤肇君) 学校施設でありますとか、あるいは公共公益施設に木材を使っていましたね。こうと思いまして、関係省庁の連絡会議を逐次開催をしております。

一例を申し上げますと、今先生からも御指摘ございましたけれども、文部省に強く要請いたしまして、学校につきましては鉄筋コンクリート建ての校舎と同じ額まで、木造建築をするような場合におきましても補助単価を引き上げるというふうなことが実現しております。こういうふうな成果としまして、昭和六十年度は二十一校だったんですね。みんなかもありますので厚生省等にも可能な限り学校がふえているという状況にございます。機会をもつてくれるように要望しております。

○上野雄文君 これもまた板木県の宣伝をしては
恐縮ですが、今市という市がありまして、日光の
下なんですが、そこの山の中に入つたところに小
学校の明治で建設されたのがあって、これが全部木材でつ
くつたんです。そうしましたら、全国から毎日見
学者が来まして、校長さんは教育のことよりも学
校の説明で忙殺されるほどお客様が来ているん
ですね。だから、みんな木造の方がいいという気
持ちをお持ちだと思うんですよ。ですから、これ
はぜひ力を入れてやつてもらいたいと思うんで
す。

それから、鹿沼の北小学校というのは、私が小
学校の四年生ですか、昭和十二年に開校したん
です。いまだに屋根の二階建ての線が真っすぐです
よ。危険校舎に指定されないで、市の方では建て
かえができるないと言うほど丈夫で長もちしている
んですよ。その土地でとれた材木で吟味をした材
木を使えばこんなに長もちして、しかも人間に最
もいいといふものはないと思はつてゐるんで
す。いろいろ歴史を聞いてみますと、非常に町の
議会が与野党大変な対立で、建築現場へは町会議
員が出張つて、材木一本一本吟味して、ちょっと
でも悪いものがあつたらはねつけてやつたんだぞ
うです。その建築を請負つたところは倒産したと
いう話ぐらい厳しくやつた結果が物すごく長もち
しているという、なまじつかの鉄筋コンクリート
なんかよりははるかにいいという結果が出てい
るんですね。

そういうこともありますし、これいつまでもぶ
ん投げておきますと、技術者がいなくなつちゃ
いますよ。そういう点まで考えて、ひとつ林野とし
ては取り組んでいっていただきたいなというふう
に思います。

さて次の問題でありますと、労働力対策につ
いて申し上げたいと思うんです。

労働力が大変減つてしまつた。それはまさ
に林業全体が低迷していると同じ道を歩んでいる
んだと思うんですが、秋山さんが長官のときの改
善計画のときにもこの問題でよっぽど議論され
ました。

保できるかどうか、これは林業であれば林業プラス農業、林業プラス特用林産物のシイタケ、ナメコ等の栽培による収入、それから林業プラスリゾートあるいは観光収入、林業プラス木工品の収入、それからサラリーマンと林業との組み合せ、いすれにしましても所得がどう確保できるかということが基本的に重要なである。

二つ目には社会的意義がありますが、病院完

近くにある、それから都市部へ車で一時間以内で行けるということがあればこれは若者が定住する。さらに、花嫁や花婿の相手がいるかどうかといふんで、ある町では花嫁銀行というのをつくって花嫁を集団見合いさせるとか、あつせんしたりなんか、あつせんといつてはちょっとと言葉が悪いんですけども、進めている。

それから三つ目としては、若者の主体的な条件でございまして、同世代の若者のグループがいろんな研究会とか勉強会を持ちまして情報交換を行っている。

四つ目には、国とか県、市町村からかなりの援助がある。例えばソフトボール大会をやる場合にその場所を提供するとかあるいは景品を出すとか、要するに町ぐるみで若者グループを育成している。

さいよという物の言えるような態勢をつくってい
くべきだというふうに思うんですね。そういうよ
うなことについて、どういうふうに問題を持ちか
けていらっしゃるのか。それがまたきちっといか
ないにしても、私どもとしてはこういうふうに考
えていますというようなことがありましたらひと
つお述べいただきたいと思うんです。

この委員会には田代・卸苦労された鹿児島県知
事

事の大先輩もいらっしゃるわけでありますし、そういう現場でいろいろ御苦労されたり地方財政問題と取り組んでこられた方などもいるわけですから、突破できないときはそういう方々を動員するぐらいの、私も県の役人の端くれでありますたが、そういう問題については一緒に取り組んでいかなきやなるまいな、こう思っている一人なんですが、その辺のあなたの方での取り組みというものについてお考えがあつたらお聞かせをいただきたい。

○政府委員(入澤警君) 今回の法改正におきまして、市町村の計画事項を拡充するとか、いろいろと市町村の役割を明確化し、また強化させていたいたいところでございます。

例えれば新しい今度の法改正に伴う役割といまして、市町村が森林整備計画を策定する、これにつきまして予算的には市町村森林整備計画策定費の補助を今回の予算で認めていただいたわけでございます。それからさらに、施設実施協定、これも折々今回の法律の中に盛り込んだばかりでござります。

それから、上下流間における森林整備協定の締結、これが新しく市町村の事務として加わったわけでございますけれども、これにつきましては、流域森林整備フォーラム事業という名前で必要な予算を計上しております。そのほか開発許可に当たつて知事が市町村長の意見を聞くというふうなことにつきましても、これは予算は特別に組んであるわけではありませんけれども、新しき事務

が加わっているわけでございます。
こういうふうに市町村の事務があふえる、役割が強化されるということを踏まえまして、私どもも自治省に対しましても基準財政需要額の単位費用の中に所要の積算要素を加えるようになっております。これからも可能な限りその予算を拡充強化し、また自治省とともに財政の強化には努めていきたいと思っております。

○上野雄文君 よく交付税の話が出てまいりますし、この間この委員会で審議した土地改良法の問題なんかでもそういう措置をとった。これは現場の市町村長や知事にすれば、交付税でどうのこうの言われたって総額が決まっている話の中でのただ算定方式だけの議論なんだと言って、必ずしもそこに持ち込むことが評判のいい話になるわけでないかもしませんけれども、ただ、やっぱりその中に入ったんだということになれば、皆さんの方で仕事を進める上でそれなりにこの配分の方程式も変わってきたんですよ。だからやつてくださらなきゃ困りますよという物の言い方はできるん

あつたらこれもお聞かせ願いたいなと思つております。私なんかも実はこれも全国的に調べてみようと思つたんですけど、なかなかまとめて切れませんで、自分自身で把握ができないでいるわけですが、おたくの方での把握の状況などについてもこの際お聞かせいただければありがたいというふうに思います。

と並びまして森林を整備していくための車の両輪であるというふうに私ども理解しております。特にこの森林整備法人は民有林造林の約二割を担つておりますので、今後とも重要な役割を担うというふうに認識しております。

今御指摘がありましたように、この森林整備法人の事業に必要な資金、これは造林補助金、それから農林公庫からの借入金に依存しております。その累計が平成元年度末現在で五千億円を超えており、その理由を調べてみると、一つは森林整備法人の造林が昭和三十四年度から始まりまして、その造林地がまだ育成途上であって、当初の回収期に至っていない。もう一つは木材全般の状況でございますけれども、材価が低迷いたしまして、元利償還財源を間伐収入に期待するということはなかなか難しい。こういうことから逐年債務が累増しているわけでございます。しかし、これは長期的に見ますと、育成された林木が販売されましてそれで相当の収入が見込まれるという点でございまして、現在はその収入が得られるま

8

○上野雄文君 これもひとつ頑張つていいだいたいと思います。

次に、市町村との関係の問題であります。太きく市町村に期待を、今までだつてそうだつたと思うんですけども、これからなお市町村との連携を密にしようという願いが込められていると思ふんです。その場合にやっぱり市町村に、お金の問題でそれなりに我々としてはこれだけ努力しておりますよ、ですからあなた方は我々と一緒に山を守るためにひとつ頑張つてくれ

なっております。これにつきましては、森林施業共同化等促進特別対策事業、名前がちょっとと長つたらしいんですけれども、この予算の中に新しく必要な予算を計上しております。それから例えれば御議論のありました施業代行制度の当事者として分収育林、間伐、保育を実施するという事務も加わっておりますけれども、これにつきましては、新たに農林公庫資金の分収育林資金の貸し付けの相手方に市町村を追加するということが認められました。

の側でやるのは当然の努力だと思いますが、我々も具体的な問題提起はする、こういうことにしていきたいなというふうに思っていますので、これもひとつ引き続いて頑張っていってほしい、こういう気持ちであります。

それから、都道府県とかあるいは流域単位で森林整備公社みたいなものができておりますね。そこでの累積債務の償還問題が起ころっているというふうに言われているんですが、こういったものの対策をどうされようとしているのか、お考えが

私どもは必要じやないかといふうに認識してお
ります。林野庁といたしましては、現在その造林補助事
業における優遇措置を講ずるということ、それか
ら農林公庫資金の造林資金につきましても融資条
件の改定の措置を講じております。例えば償還期
限の延長で、非補助は四十五年以内というのを五
十五年以内にいたしましたし、補助残でも四十年
以内を五十年以内にどうふうにいたしました
し、据置期間、これも二十五年以内を三十五年以

内といふに延長しております。今回の森林法の改正におきましても、森林整備法人対策を強化しなくちやいけないということを特に考えまして、特定森林施業計画を創設して森林整備法人を含めて認定を受けますと、農林漁業金融公庫資金の費用貸付金の借りかえの特別措置を講ずるということが新しく認められました。

それから、森林整備協定制度を創設することとなつておりますけれども、この森林整備協定に基づきまして森林整備法人が森林整備を行うという場合に、会社等から寄附を受けて行うということを考えられます。その場合には損金算入できるよう税制改正を行うということになつておるわけあります。これから五千億円がどんどんふえてくる状況になりますと、可能な限り低利資金を供給していなくちやいけませんし、また場合によつては特別の助成措置ということも考えていかなくちやいかぬと思つておりますが、ここら辺はさらに実態を十分踏まえまして対策を検討していくといふに考えております。

○上野雄文君 仮に計画がうまくいくて林野の方の赤字の累積債務の解消ができる、こつちの方に思ひぬところにまたばつと出て、それはうちの方とは関係なくて、まあ第三セクターだから構わないんだとかといふ話にならないように、まんべんなく気配りしてもらいたいといふに思ひます。

そこで、今度は森林組合でありますとか素材生産業者など、こういう林業事業体も、国有林や民有林、この林業界全体が落ち込んでいく中にあるわけとして、そういう個々のやつを大事にしていつてやるという政策が必要なんだろうと思うんですね。うちの県で言うと、いつも話題になるのですが、山の中にはあつた製材屋が、材木は海からとれるということになりまして海岸に全部集中しました。そして、森林組合が海岸に貯木場を買つて行つたわけですが、今度は全部一次製品になつて入つてくるということから製材屋はお手上げになる。それから、貯木場も要らない。

この間日立へ行つたら、おたくの県の森林組合から譲り受けたあの貯木場、広くていいところだつたんで今度は工業団地になりましたなんていふので、随分安く分けてもらって市としては大変なこと。私は海なし県の栃木県ですから茨城に奉仕したのかな、もう少し粘つて持つていて高く売つてやればよかつたのになんて、こう思いたくないような変化が起こつてきてますので、やはりそういう個々の事業体なんかについての面倒の見方、さつきの林野はよくなつても周りがよくならなければ、林野もよくなつた、林野庁もよくなつたという話には私はなつていかないんだろうと思うので、その辺の何かこんなことをやつてみたいなどいうようなことがあつたら教えていたいだきたいといふふうに思います。

○政府委員(入澤肇君) 林業事業体の体质強化対策は私ども非常に頭の痛いところでございまして、一つは森林組合でございますが、森林組合は千七百前後ございますけれども、非常に内容が充実している森林組合が約三分の一、普通の森林組合が三分の一、それから事務職員を置くか置かないかというなかなか活発にやつているのが三分の一といふなことを一般に言われております。

今度の流域管理システムを確立するに当たりまして、森林整備の車の両輪の一つであります森林組合につきましては、可能な限り経営体制を強化するという観点から大型合併を進めようふうなことです。

もう一つの車の両輪の一つでありますいわゆる特例措置ということだけじゃなくて、思い切った

合併につきましては、第三セクターを新設すること。合併につきましても、従来の税制金融上の

規制は

ござりますけれども、その中に林業事業体体质強化促進資金というものを創設いたしまして、林業事業体の合併、統合あるいは第三セクターを新設する、こういう場合の運転資金について低利融資を行ふということを今回新たに認めてもらつたわけでござりますけれども、まあこれを皮切りにいたしまして、さらに全体として強化策を講じていかなくちやいかぬといふふうに考えております。

○上野雄文君 私の持つ時間もあと四分ぐらいになつてしまつたんですが、最後に山火事の対策でございまして、さつきもちょっと申し上げましたが、十日に日立の山火事の現場を見せていただきました。塚本部長やそれから東京営林局長なども同行してくださいました。ついでに見せていただきましたが、一人親方と言われる約一万一千に及ぶと言わる素材生産業者、この実態はなかなか十分つかめていない。私は、この素材生産業者の強化策を

もう一つ進めていかないと、今先生の御指摘のよ

うな状況に対応することはできないんじゃないかなと思っておりまして、一つの手段としましては中小企業等協同組合法に基づく協同組合法化といふことを地域ごとにあるいは流域管理システムの中で進めていくことがひとつ適切じゃないかなというふうに思つております。

予算あるいは制度の上では、平成三年度から効率的な施業と体质の強い林業事業体を育成するという観点から、林業事業体体质強化対策事業といふものを新しく予算要求しております。これは、まず都道府県が体质強化のための計画を策定する、あるいは事業体の知識、技術の向上、意識改革等経営の高度化を図るための研修の実施をする、あるいは事業体の地位の向上や体质強化に必要な協同組合法の推進のための指導をするというふうなことが組み込まれておりますし、それから就労条件とか作業効率の向上に必要なプロセッサーとかタワーヤードーとかこういう高性能機械の導入の促進を図るような経費の助成をすることになつております。

それからまた、国産材産業振興資金というのをござりますけれども、その中に林業事業体体质強化促進資金というものを創設いたしまして、林業事業体の合併、統合あるいは第三セクターを新設する、こういう場合の運転資金について低利融資を行ふということを今回新たに認めてもらつたわけでござりますけれども、まあこれを皮切りにいたしまして、さらに全体として強化策を講じていかなくちやいかぬといふふうに考えております。

○上野雄文君 私の持つ時間もあと四分ぐらいになつてしまつたんですが、最後に山火事の対策でございました。一つはその点です。

それから、今度の場合に、発見をしたのは営林署の方が遠くから発見されたんですね。ところ

す。(写真を示す)

私が一番気になったのは、国有林から出火してしまったんで今度は工業団地になりましたなんていふので、随分安く分けてもらって市としては大変なこと。私は海なし県の栃木県ですから茨城に

で何度も山火事の現場を見せていただきましたが、それならいいという意

味じゃないですが、今度は労働者の住宅団地がやられたわけですね。そうすると、今までにないこ

とであつただけにびっくりしたのと、それほど住

宅地のないところでは山際にまで押しかけていつてある。今度の再建、再建という言葉を使ってはいけないかもしれません、新しい計画でいくと

財産売り払いやら何やらいろんなことを総合的にやらなきゃいけない。当然デベロッパーのねらいは、国有林の土地ねらいなんていふのも、都市とくつづいているところなんかはねらわれてくるんではないか。

そうすると、せっかくそういうものが行われても、災害に対する問題についてちつとしたものが出来されていないと、こういうことが今後も起こる可能性が非常に強いといふふうに思つんで、それを見できました。現地では、四十年代につくつた団地ですから道路は狭いし、びつかりしております。したがって、それから当然考えられるべき防火のための貯水の準備が不十分であつたとか、七軒燃えた団地は、停電になつたら全然水が上がらないといふ仕組みのまま放置されていたんですね。片方の青葉台といふ団地は、停電になればディーゼルが作動してそれでもつてポンプアップできるといふ仕組みになつてゐるんですね。開発の規制は建物省の方でいろいろやるんでしょうね、林野の側として山際までやはり押し寄せたものについてはそれなりの対応策がないと、これからもこういう問題は起こるのではないかなどということを感じました。

それから、今度の場合に、発見をしたのは営林署の方が遠くから発見されたんですね。ところ

が、その署員の方は相当の距離を駆けおりて、民家まで行って電話をかけて通報をしたというふうで、これはふだんからそんなんでしょうか、もう

二十一世紀がそこまで来ているというのに、山の

現場に入っている人たちの通信手段というのがやはり今までと一つも変わらないような仕組みでやっているのかなということを考えますと、何がもうちょっと機械化して、無線でもやれるようになってるのはだれだつて考えることなんじやないかなと思うんですね。

あつたようく労働力確保の問題なんかで、けがした人の扱いなんかは一体どういう通報でやつていいのか、これも自然の中にあるのかなど、こう思つたりしゃうんですが、そういうものについて今度のこの火災の経験からどんなことをお考えかお聞かせをいただければ思います。

を求めるまして立地開発許可基準の適合性と、これは十分な審査を行いますけれども、防災面につきましては十分チェックをいたして適切に対応してまいりたいと思うわけでございます。

性格といいますか、そういうふたよくなものなどあるいは地球環境を守るということなどを含めて、今回国有林野の再建に向けて特措法の改正あるいは森林法ということで法案を出されてこられて、これから中身の審議に入りますが、今日までこの法案を出すに至るまでの御苦労に対し、ます本当に御苦労さまでしたということを申し上げ、本当に御苦労さまでしたということを申し上げ、本当に御苦労さまでしたと申します。

伺つていて感じましたし、それから火事になつてからの消火活動、これは林野の専門じゃなくて、挙げて消防の方の仕事にお任せするしかないんだというにしても、日立の場合は、自衛隊と東京消防庁のヘリに最後のころはお願いをしたのですが、それをやらざるを得なかつたということですが、その取り組みもさることながら、茨城県警のヘリコプターは来ても警察の無線だけですから、警察を通じてしか情報が入らないというようなこともあつたようですね。我々県会議員時代にこのヘリコプターを入れるのに、消防で入れようか、警察で入れようかと言つたら、通信手段は警察のを入れこながる警察の方がいい、と答へました。それで、この辺消防庁等と十分密接な連絡をとりながら対策を講じてまいりたいと思っています。

性格といいますか、そういうふたよくなものなどあるいは地球環境を守るということなどを含めて、今回国有林野の再建に向けて特措法の改正あるいは森林法ということで法案を出されてこられて、これから中身の審議に入りますが、今までこの法案を出すに至るまでの御苦労に対し、まず本当に御苦労さまでしたということを申し上げ、本当にこれで再建が、今までは改善計画、改善計画案とということでよいように改めるのが改善だつたんですが、やっているうちにだんだんよくならないなって、逆に累積赤字があえるというようなことで、これは本当の改善にならない。今度こそ、とにかくみんなの力でこうやってやってきたわけですから、今度はもう失敗は許されないといいますから、間違った方向にいたら大変なことになるという思いを込めながら私どもまた努力をしていかなきやならぬというふうに思いますが、幾つかの問題について御質問を申し上げたいというふうに思います。

こういう結論で警察に賛成せざるを得ないようになってしまったわけですね。ところが、実際にはやはり警察の通信網しか使えないというようなことがあります。なんかの問題点もあつたなんという話ですね。

被災者は私らにこう言つてます。NHKのヘリコプターが来てホバーして状況を見ている、あれはいろんな取材や何か、こっちの方で燃えた、あつちの方で燃えたなどということを見ているんだる。うけれども、市の方に対しても何もない、それから住民の方も、停電もしているし、だから情報がさっぱり入ってこない、そういうことに専してど

ふえてまいつたといふ実態がござりますから、この点につきましては、特にこういう地域を重点地域にして予防等のあるいはパトロール等も必要でございましょうし、私どもまだまだこれから施設をふやさなきやいかぬと思っておりますけれども、防火帯道といいまして車が通行でき、かつ周辺に火災に強い樹木も植えていくというようなこともやつておるのでございますが、こういうものも今後もっと森林の整備の中で考えていかなければいけないんじやないかというように思つてゐる次第でございます。

○菅野久光君 上野委員の後を受けて、一応任務
分担はいたしましたけれども、若干重複するところも出てこようかと思いますが、本論に入る前に、国有林野の問題についてはもうかねてから二つあります。一つは、この問題に携わってきましたが、私もその一員でありますけれども、村沢委員がおられますから、またこの次こちらに締めくくりをお願いすることにしたいと思います。
これからせっかくの御審議を期待いたしまして終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

いうことについて総論的なことはなりますけれども、國有林野というのはやはり國が經營を管理しているというようなことなどがあつて、自然的、社会的、經濟的諸条件に応じた適切な森林經營を通じて林産物の計画的、持続的な供給あるいは水源涵養だとか山地災害の防止、自然環境の保全形成、それから保健、文化、教育的な利用の場の提供など、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に發揮するということで大変役割を果たしてきたと思いますが、私どもも農水に關係している立場からいふと、特に農山村地域の振興にこれが

うなんだろうと。日本は国際的にも危機管理体制がなっていないという話ですが、国内の問題についてもそういうことに對しての危機管理体制といふのは一体どうなつてているんだろうかという疑問を率直におつけられまして、私ども返事に困ったわけです。

それから御指摘がございましたこれから国有林の売り払いといふものも関連が出てくるるといふことも考えまして、この点につきましては当然公用とか公用用優先という形でございますが、この際地方公共団体あるいは住宅・都市整備公團等公的機関が主体となるものと思ひますので、具体的な売り払いに当たりましては、事前に利用計画でござりますとかあるいは開発計画等、これらの提示

兆円を超す累積債務の問題などを含めて、一休国は、林をどうすべきか、どうなるのかとということです。本当に多くの国民の方々、特に関係者の方々が心配されておりました。

大きく寄与してきました。国民経済及び国民生活の上で重要な役割を果たしてきているというふうに思います。

そこで、今日のように国民のニーズが非常に多様化している状況下にあって、国有林の果たす任務もまたこれらの新しい課題にこたえなければならぬと思いますが、政府は国有林野の果たす任務をどう位置づけておられるのか、その点を

ずお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) ただいま先生から、國有林改善に取り組んではきたものの、なかなかその成果も上げることが難しく、今度こそはしっかりとという意味での激励も賜りまして、私ども經營の任に当たる者としてまことに身にしみるお言葉でございます。私ども一生懸命に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、同時にまた、今の御質問の国有林の果たすべき役割でございまが、森林面積の三割 國土の二割という森林を所管しております、この国有林に対する国民の諸要請はまことに強く高まつてきているわけでござります。私どもは、今先生もおっしゃいましたけれども、整理をしてみますと、やはり国有林の役割といふのはまず國土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全あるいは保健休養の場の提供等森林の有する公益的機能の発揮が必要であると思ひます。

次に、林産物の計画的、持続的な供給、それからさらに国有林野の活用なり国有林野事業の諸活動等、これに地域の産業等深くまた密接に関係いたしておりますので、これらとの関連における農山村地域振興への寄与、これらの使命を果たしていく必要があるというように考えておりまして、これから国有林の経営に当たりましては、これら要請される機能、またさらに今後国有林といふものの果たす役割といふのはますます広がってくると思いますし、そのようなことを十分に考えまして経営に当たつてしまりたいと考えておるところでございます。

○菅野久光君 そこで、国有林の性格についてでございますが、林業基本法の第四条第二項では、「前項の場合において、國土の保全その他公益的機能を有する国有林野については、その機能が確保されるように努めるものとし」との規定で公益性の追求がうたわれておりますね。またその一方、国有林野事業特別会計法第一條第一項は特別会計設置の理由を規定して、「国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特

別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。」というふうに記されています。片方は公益的機能ということが言われておりますが、この企業的に運営するというふうに言われておるわけですが、この企業的に運営するという意味及びその解釈については何か必ずしも今までの論議の中では明確にされていないというふうに思われるんですが。

そこで、さきの公益性の追求は林業基本法に規定されているとしても、特別会計法がこの法の目的を企業的運営に置いているということは、公共的な性格を有する国有林としては問題ではないかというふうに思ひますが、林業基本法と会計法との関係などを含めて御見解をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) ただいま先生御指摘の林業基本法でございますが、これは基本法第四条におきまして国有林野事業について、その企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、公益的機能の確保、産業の振興、住民の福祉の向上のための積極的活用に努める、このようく定められておるわけでござります。当然国有林は公的な性格を有しておりますから、その公益性といふものはまことに大なるものがあるというように考えます。

しかしながら、実際の運営に当たりましては、木材の供給を始めとして、当然國土保全等の公益的な仕事もやつておりますけれども、いわゆる経済の流れの中においての産業的あるいは経営的側面も色濃く有しているといふことがござります。

したがいまして、私どもいたしましては、特別会計法の規定にござります「企業的に運営し」という、この字句の解釈につきましては、いわゆる効率的な、能率的な運営をすべしというふうに解釈しているわけでございまして、國民の財産を預かりこれを適切に運営するという観点から、その公益的な性格を十分に考えつゝも、事業そのものはやはり効率的に実行いたしまして國民の期待にこたえるという立場での諸規定であるという

ように解釈して経営に当たつてゐるわけでござります。

○菅野久光君 國民の財産を預かっているんだから効率的に、企業的な感覚でありますか、そういうことで運営するという気持ちはわかるんですが、しかし実際には気持ちだけでなかなかいかないかな

うに思うんです。

そこで、こんなことを考えられたらどうかなと思うことをちょっと申し上げてみたいと思うんでありますが、国有林は大変多くの自然が残されておつて、今申し上げたように國民のニーズにこたえるために、例えば温泉を利用して健康づくりを目指す新しいタイプの保養施設、クアハウスといいますか、こういったようなものと自然療法を組み合せたために、例えば温泉を利用して健康保険組合などと共に展開するなど、國民が自然と共に生するための積極的な展開を図つてはどうかというふうに思はお答えは要りません。林業基本法と会計法との間にちょっとそこがあつたのではないかというふうに思ひます。

そこで次に、最近森林に対して國民のニーズが非常に多様化しているというような面からいけば、所得水準が向上してくる、そのことによつて今、週休一日制も普及して余暇が拡大する、さらには都市化の進展などによつて森林におけるレクリエーションの需要といふものが急速に拡大をしてきているというふうに思ひます。最近におけるこの緑資源の確保など、國民の森林空間に対する多様な需要はますます増大の傾向にあると言つてもいいと思います。

国有林野においては、このような森林空間に対する國民の要請に対処するために、従来から自然休養林やスキー場、あるいは野営場等のレクリエーション施設の設置、これはいろいろやられてゐることの一部だというふうに思ひますが、そういうようなことでやられてきたというふうに思ひます。

そのような際に、私ども地域振興との観点も含めまして、地方公共団体との調整も行いながら推進してまいりたいと思っておりますけれども、先生がただいま申されました健保組合等そのようなところと提携をいたしまして、新しい森林の利用の場というものをつくつていく、こういうことはこれから国有林にとりまして大変重要なことだと考えておりますし、いろいろと今後工夫も凝らしましたり、あるいはいろいろ識者の御意見もお聞きしましたりして、より有効な利用を図つてま

いたいというように考えております。

○菅野久光君 これからのお考の中に、ちょっと頭の隅にでも置いて生かしていただければ大変ありがたいと思います。

次に、報道によりますと、去る三月二十日、林野庁の森林都市に関する検討委員会が大都市周辺の国有林に定住圏をつくる森林都市構想の骨格を決めたようあります。その概要は、まず千葉県鹿野山、あるいは神戸市郊外などの国有林に三千から六千戸の森林都市を建設する計画で、平成五年度から着工、今世紀中に皇居、これは百十五ヘクタールあるそうですが、皇居の四倍から九倍の広さを持つニュータウンを全国に十カ所程度つくる。それから、一戸当たり約十平米の面積を確保、賃貸方式で供給する。賃料は月間三万円になる見通し。林野庁は、従来一般的の立ち入りを制限してきた国有林に定住圏を創設、都市部の人口集中と農山村の過疎化に歯止めをかけるねらいのことであるというふうに伝えられておりますが、そこまでこの構想の詳細についてひとつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) ただいま先生御質問の

森林都市の構想でございますけれども、このテー

マにつきましては、近年、森林空間を居住空間と

して見直しまして、良好な森林の環境の中で住め

る場所とというのができないのかというような御

意見も多くなってきて、いるわけでござります。こ

のような点で私ども、都市の近郊等で国有林野が

所在しておりますから、これらの国有林の有効な利

用策について考える必要があると考えまして、昨年、平成二年度でござりますけれども、学識経

験者による検討委員会を設置いたしまして、森林

都市につきまして基本的な考え方の取りまとめを

お願いいたし、そしてそれが先ほど先生申されま

したこの三月に考え方がまとまったものを実は発

表させていただいたということでござります。

このような森林都市づくりといふことを考えていくか

ということになるわけでござりますけれども、当

然この検討委員会の中でも御意見がいろいろ出されましたと、さらに実施に移すためにはより詳細なまた計画づくりが必要でございますけれども、これは業務活動空間というものを考えまして、ここにタウンセンター、住居区域あるいは業務ゾーン等から成り立つ地域をつくっていく。立地条件等によりましては、芸術文化施設あるいはスポーツ施設等、さらにはまた市民農園というような形での汗を流す場というんですか、そういうものも入り込んでいったらどうだろうかということが言わ

れているわけでございます。

それから、自然との調和の問題でございますけ

れども、この場合、森林と人間とが共生できるよ

うな新しいタイプの町づくりということから森林

の特性が積極的に生かされることを主眼といたし

ておりますし、森林によります良好な環境につき

ましては、当然これは保全されなければならない

ということから、保全を図るためにガイドライン

を設定していく、そしてまた環境影響評価の実施

等によりまして自然との調和を十分配慮していく

必要がありますといふことござります。

そのようなことで、さらにまた国が実施をする

という形をとるわけでございますが、この場合は

相当な資金なり投資が必要であるといふこと

と、あるいは従来の国有林の經營でやつてまいり

ましたような業務よりちょっと広がつておりますま

で、いわゆる都市計画的な内容も必要だといふこ

とでござりますので、いわゆる総合的なプロジェ

クトになるということから国有林が当然土地を保

有していくわけですが、その際に民間企

業の資金なりノーハウも活用いたしまして、いわ

ゆるこの点は共同型でまず整備をして、そして人

がそこに住むようになります落ちついた段階では、国有林が国有林の事業の中でそれの管理なり関連することを主体的にやってまいるというよう

な考方でございます。

○菅野久光君 積極的な事業展開によってこれが

一応でき上がれば、それはどの程度のものになる

かは別にしても財政に寄与する、そういうたよう

なことなども含めた構想だといふふうに受けとめ

てよろしいですか。

○政府委員(小澤普照君) このような構想でござ

りますから若干時間がかかると思っておりまし

て、とりあえずモデル的なものから着手をする必

要があるのではないかと思つておりますので、詳

細につきましてはこれから詰めさせていただきま

すけれども、このような事業が安定的に發展して

くれば、それは国有林のこれからの仕事の中で一

つの役割を果たしていくというよう思つ次第で

ございます。

○菅野久光君 できれば第三セクターとかデベ

ロッパーということでなくて、国がやっぱり直接

投資をしてやるということの方が私はいいのでは

ないか。自然保護との調和の関係いろいろ含めて

今は知識を伝達するというようなことで、森林イ

ンストラクターという分野がこれから広く必要に

なってくるといふふうに思つているわけでござい

ます。私どもはこのような森林インストラクター

にふさわしい人材を養成していく必要があるとい

うふうに考えておりますけれども、まず国有林の

中におきましての森林の教育的利用というような

養成しようというように考えておりまして、既に

昭和六十三年度から養成を始めておるわけでござ

ります。この平成二年度までの三年間で八十五名

の研修を終了いたしておりまして、そのような職

員が今国有林の中でも活動を開始しているところ

でございます。

具体的にどういうことをやつているかと申します

野庁の森林都市に関する検討委員会が大都市周辺の国有林に定住圏をつくる森林都市構想の骨格を決めたようあります。その概要は、まず千葉県鹿野山、あるいは神戸市郊外などの国有林に三千から六千戸の森林都市を建設する計画で、平成五

年度から着工、今世紀中に皇居、これは百十五ヘ

クタールあるそうですが、皇居の四倍から九倍の

広さを持つニュータウンを全国に十カ所程度つく

る。それから、一戸当たり約十平米の面積を確

保、賃貸方式で供給する。賃料は月間三万円

になる見通し。林野庁は、従来一般的の立ち

入りを制限してきた国有林に定住圏を創設、都市

部の人口集中と農山村の過疎化に歯止めをかける

ねらいのことであるというふうに伝えられてお

りますが、そこまでこの構想の詳細についてひ

とつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) ただいま先生御質問の

森林都市の構想でございますけれども、このテー

マにつきましては、近年、森林空間を居住空間と

して見直しまして、良好な森林の環境の中で住め

る場所とというのができないのかといふふうに思

う。この構造でございますけれども、この構造でござ

りますが、そこまでこの構造でござりますけれども、この構造でござります。

そこで、今後の国有林野事業の経営管理を展望

するときに、従来の国有林の土地の貸与等だけで

なくして、その一方策として例えばインストラク

ターの養成による教育森林の指導、案内など、こ

うした分野に積極的に貢献すべきであるというふ

うに思うんですが、その点についてはいかがで

しょうか。

すと、もちろん一般的な国民の方々が国有林を見たいというような場合の御案内もできますけれども、都市の住民の方々などが大勢参加していただるために森林クラブというような仕組みをつくりまして、ここに登録していただきますと、私どもの方でいろいろ御案内する日時とか場所を特定いたしまして御通知をいたして御案内するというようなことを考えておりますし、あとは森林利用ガイド事業というようなこともやっております。このようなことを通じまして国有林についての御理解を深めていただくと同時に森林に親しんでいただいたい、こんな観点で事業を実行しているところでございますけれども、今後これから施策を積極的に推進することがますます必要になつてくるというように考えておりますので、今後もこういう教育的なあるいは文化的な分野における積極的な展開を図つてまいりたいと考えております。

○管野久光君 森林インストラクターは、直接生産ということではなくことから、要員の関係を含めいろいろ難しい面があるのではないかと思いまます。が、国民のニーズにおこたえするということからいえばこれからやつぱり考えていかなきやならない問題ではないかというふうに思つて実は質問申し上げたわけですので、私のそういう気持ちといいますか、真意をひとつ噛んでいただきたいというふうに思います。

次に、国有林野事業の組織の改編の問題なんですが、大体国有林野の管林署など担当区なんといふのは山村にほとんどがあるわけですね。山村は耕地面積の二割弱、森林面積の六割を大体占めているわけです。今回のこの国有林野のさまざまな問題について大変心配したのはいわゆる山村の地域なんですね。とりわけ私が住んでおります北海道はもう本当に林業がその町の基幹産業で、林業がだめになれば町そのものが沈没してしまうといふようなことから、これは山で働いている人はもちろんですけれども、そこの商業関係の方も含めていわゆる町ぐるみで何とか山をひとつ守つてもらいたい、何とか今の国有林野の累積債務の問

題について考えてもらいたいということから、こ何年か、毎年とにかく大勢の人たちがそれぞれの関係のところに要請に来たわけであります。たしまして御通知をいたして御案内するというようなことを考えておりますし、あとは森林利用ガイド事業というようなこともやっております。このように国有企业についての御理解を深めていただくと同時に森林に親しんでいた

そういうような山村の持つてある状況というのは、先ほど申し上げましたように耕地面積の二割、そして山の六割ということからいえば、国土の均衡ある発展という観点から見ても組織の改編に当たっては非常に慎重にやらないとならないのではないか。その辺当該地域の意向を十分に体して組織の改編などに当たっては考えるべきだといふように思つてますが、その辺の基本的な考え方についてはいかがでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 国有林の経営改善に当たりましては、新しい時代に向かって国有林の組織につきましても再編整備をしていくということが必要だというふうに思つてございますが、この際に、ただいま先生御指摘ございました地域との関係でございますが、長年にわたりまして国有林の経営を行つてきたわけでございますけれども、確かに国有林の組織というのは地域社会と密接な関係を有していることは私どもも十分認識をしております。そしてまた、その地域において重要な役割を果たしてきたということを評価されているというふうに思つてございます。

私が何回もこのようなことに遭遇をしてまいりまして、実質的にもその管林署を中心にしてその集落なり町や村が成り立つておるという地域もござりますし、また経済的にそれほど関係がなくてはいけなつておるかということ、官を通じてそここの住民でない人との交流が一つは存在をするといふことなどつて精神的なよりどころというものにどれだけ悪いくらいでござります。そしてまた、その立場がいわゆる山村であるという過疎の、表現は悪いんですが、最たる地域に第一線の私どもの組織があるというようなことを考え合わせてみて、相当この部分については慎重に、私どもやらなければならぬことについて地域の皆さん方の御理解をどのようにして得られるかということに最善の努力をして、地域の民意の反映に注意をして対応してまいりたい。一番頭の痛いところで一番精神を使つてやつていくことを御理解いただきたくと思います。

○管野久光君 国有林野の再建の問題についてもなかなか理解を求められない部分があろうと思いますが、しかし誠意を持って最善を尽くしてとにかくやつていただきたいということを御理解いただきたいと思います。

○管野久光君 当該地域に理解を求めるといつてもなかなか理解を求められない部分があろうと思いますが、しかし誠意を持って最善を尽くしてとにかくやつていただきたいということをこの機会に要望しておきます。

次には林業労働力の確保の問題ですが、もういつも言われるんですが、林業労働者の不足という

だけはなくさないほしいう声が非常に強いことはもう私が今さら申し上げるまでもないですが、その点について慎重にということを私ども申し上げましたが、当該地域の意向なども十分に踏まえてやるべきだというふうに、今までいろいろなことに私もかかわってきた関係で、今長官の方からお話をございましたが、こののところはひとつ大臣一言お考へを承りたいと思います。

○国務大臣(近藤元次君) この点が今度の改善計画の中で一番頭の痛いところでございまして、総論賛成、各論反対のその最たるものではないだらうか。

私も何回もこのようなことに遭遇をしてまいりまして、実質的にもその管林署を中心にしてその集落なり町や村が成り立つておるという地域もござりますし、また経済的にそれほど関係がなくてはいけなつておるかということ、官を通じてそここの住民でない人との交流が一つは存在をするといふことなどつて精神的なよりどころというものにどれだけ悪いくらいでござります。そしてまた、その立場がいわゆる山村であるという過疎の、表現は悪いんですが、最たる地域に第一線の私どもの組織があるというようなことを考え合わせてみて、相当この部分については慎重に、私どもやらなければならぬことについて地域の皆さん方の御理解をどのようにして得られるかということに最善の努力をして、地域の民意の反映に注意をして対応してまいりたい。一番頭の痛いところで一番精神を使つてやつしていくことを御理解いただきたく思います。

○政府委員(小澤普照君) 林業労働力の対策あるいは担い手問題は最近急速に顕在化をしてきておりまして、私どもこれから林政の推進の中での最重要課題の一つと受けとめておるわけでござります。そのような中でこの労働力対策につきましては非常に広範囲な対策を必要とするというようになります。そこで、私どもこれから林野庁をいたしましては、本年度から新たに林業労働対策室を設置するということも含めましてこの対策に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そのような中で基本的なことを申しますと、やはり今回の森林法の改正の中でいわゆる流域管理システムということを打ち出させていただいているわけでござりますけれども、まず各流域の中で林業の事業体あるいはまだ地方自治体こういうことも含めまして一つの協議体をつくりつけて、このことが必要でございますし、また今回の森林法の中で市町村の森林整備計画を策定するということがあるわけでござりますけれども、まず各流域の中で林業の事業体あるいはまだ地方自治体こういうことも含めまして一つの協議体をつくりつけて、このことが必要でございますし、また今回の森林法の中で市町村の森林整備計画を策定するということがあるわけでござりますけれども、まず各流域の中で林業の事業体あるいはまだ地方自治体こういうことも含めまして一つの協議体をつくりつけて、このことが必要でございますし、また今回の森林法の中で市町村の森林整備計画を策定するということがあるわけでござりますけれども、まず各流域の中で林業の事業体あるいはまだ地方自治体こういうことも含めまして一つの協議体をつくりつけて、このことが必要でございますし、また今回の森林法の中で市町村の森林整備計画を策定するということがあるわけでござりますけれども、まず各流域の中で林業の事業体あるいはまだ地方自治体こういうことも含めまして一つの協議体をつくりつけて、このことが必要でございますし、また今回の森林法の中で市町村の森林整備計画を策定する

はさらに日本の急峻な地形にも合致するように改良を加えまして普及を図る必要がござりますし、またそのような高性能機械が動いて初めて安全でかつ能率のよい仕事ができるということで、担い手の立場に立つてもいわゆる三K産業を脱出するきっかけになるというように考えておりまして、担い手確保には欠かせない課題であるというようににも思いますし、そのようなことをもうろ通道もまして確保策をやってまいりたいということをございます。

そのほか、いわゆるソフト面と申しますか、いわゆる月給制の導入でございますとか、あるいは週休制あるいは社会保険加入の促進でございますとか、このようなことにつきましても都道府県単位にセンターをつくりましてこの中で推進をしていく。もちろん全国レベルでもセンター的な活動を行えるものをつくるまいりたいというようと思つておりますし、これらを総合的に実施いたしましてこれらの労働力あるいは担い手対策に資してまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○菅野久光君 今のような一人親方的な形でやつていくと、いろいろ労働条件の問題から事故の問題から振动病の問題から、さまざま問題が林業労働者の中にはあるわけです。今お話しのように、何とかセンター的なところで一元的に管理するといったらあれですが、そこで雇用をしてやるような何か形がとれれば先ほど申し上げたような画面が解決できるのではないかというふうに思ひます。一番、何というんですか、前近代的な形でのあの作業といいますか、そういう仕事がなされているのではないかというふうに思ひますので、その点についてまたこれからいろいろ大変なんですが、考へていかなきやならない問題だというふうに思ひます。

日本は森林面積の中で人工林の比率、これは約四六%で一千萬ヘクタールということで、面積で米国及びソ連と並ぶ規模だというふうに物の本に書いてありますから間違いないと思うんですが、

これだけの多くの人工林、それを育てていくといふことは大変なことだというふうに思うんです。が、そのために本当に扱い手の確保、それから国有林野事業としても多くの人工林を抱えて何としてもこれらの保育等についての要員の確保ということが必要ではないかと思います。

去る三月十二日の衆議院農林水産委員会において、今回の林野二法改正案に対する参考人の意見陳述の中で、筒井迪夫東大名譽教授が述べられておったのをちょっと見ただんですが、今回の改正の林政的意義の一つとして、国有林はすべての国民のための公益を図るところにその存在意義が置かれており、その役割を果たすには常に新しい技術を創造し、それを次代に伝え、実行していくことが必要である旨陳述され、国有林野が森林の施業技術を創造し、継承する技術組織として充実できる基盤を持つた点を強調されたわけでございますが、林業の機械化は労働生産性の向上だけでなく、労働安全の確保や労働強化についてもそれを軽減させるという面で大きな役割を果たしてきておって、この導入というのは扱い手対策にも役立つのではないかというふうに思うんです。

昨年の林政審答申において、「林業機械化の推進」の中で「林業の機械化については、我が国の地形等の条件に対応しつつ欧米段階への早期到達をめざして、育林用の機械を含め、重筋労働から解放や労働災害の減少による林業労働者の確保と森林施業の効率的実施に資する高性能、小型、軽量の林業機械の開発を早急に推進していく必要がある。」といふふうに指摘されています。このようなことから、例えば高能率の林業機械を国有林野事業に導入して、そして民有林に寄与できる体制を整備してはどうか、また施業代行の委託を積極的に国有林野が受けるというようなことを考慮したらどうかというふうに思ふんです。そのようなことについて、今後も従前にも増して職員の能力の十全な發揮が要求されるし、優秀な技術を持つた要員の確保ということが必要になってくるのではないかというふうに思いますが、その点に

ついでにいかがでしょうか。
○政府委員(小澤普照君) 伐採、搬出あるいは伐採、搬出あるいは
林の各分野にわたりまして、今後高性能の機械化の開発と定着というものが日本の林業全体の活性化のために必要であることはまず間違いはないといふように思うわけでございますが、国有林との関係で申し上げますと、一方で国有林野事業につきましてはその健全性を早急に回復、確立したいという観点から、大変厳しい道ではござりますけれども、昨年十二月の国有林野事業経営改善大綱に則して今後取り組んでいく必要もございまして、この場合にはいわゆる直用事業につきましても必要な最小限の業務を除しまして民間実行の徹底を図るこというようなことも含まれているわけでございまます。

このようなことの兼ね合いの中でいわゆる高性能機械の今後の開発、定着等をどのようにしてやつていくかという問題に帰着するわけでございまますけれども、現今の状況を見ますと、高性能機械につきましては民間林業事業体が現在相当取り組んでおりまして、既に全国的には百台を超す機械も入っているかと思ひますけれども、これらが今後定着するためには国有林、民有林連係フレームで行う必要もあるかとは考えておるわけでござります。この場合にまず私ども考えられますのは、国有林におきましては、機械のいろいろなシステムがございまして、緩傾斜に適するもの、あるいは急傾斜向きとかございますけれども、国有林はいわゆる作業フィールドを全国的に所有しているという観点から、具体的に機械の開発なり作業仕組みを発展させていくために、フィールドの提供を行いますとか、あるいは作業システムの確立のための委託調査というようなものを積極的に推進してまいりたいというように考えておるわけでございます。

なお、このような状況の推移の動向等も見抜きまして、国有林につきましての高性能機械の導入につきましては慎重に検討することが必要であらうかというように考えております。

○菅野光君 民有林の場合に不在林があつて、手入れが全くされていない、いわゆる放置林ですか、そういうものがあるのですから、その辺も国有林野事業として何とか委託してもらつて、そういうのをなくしてもらつといい山をつくつていく、そんなことに寄与してはどうかというようなことをちょっとと考えたものですから申し上げたんで、これからひとつ、日本の国土全体の山がいい山になるような積極的な役割を国有林野事業が果たしていくといふことが必要ではないか、そこに國有林野という大事な問題があるのではないかと、いうふうに思うのですからそのことをちょっと申し上げました。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

私は、四時までですから時間があと余りありますせんから、一番中心になります国有林野事業の財政の確立の問題についてちょっとお聞きをいたしたいというふうに思います。

国有林野事業の経営再建の問題につきましては、今まで国会の場でずっと論議をしてまいりましたし、林政審議会でも真剣な討議がなされ、また林野庁の労使協議を経て昨年末に林政審議会の答申、さらに国有林野事業経営改善大綱の閣議了解等によって一定の再建方策が固まつたわけあります。

そこで、ここ一年間で経営再建を軌道に乗せることが最大の課題だ、私ども年末までに何とか軌道に乗せるようになければならないというふうに思いますが、そのための施策として、国有林野の果たす公益的な役割に着目をして一般会計からの繰り入れを何としても確保しなくてやいけないというふうに思いますし、また労働力の趨勢からも一定の直用を確保しなければならないというふうに思います。それから地域の意向尊重などの再建原則といいますか、そういうふうなものが必要なだというふうに思いますが、平成三年度をまず初年度として、確実な経営再建に向けての大臣の決意をひとつお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(近藤元次君) 赤字が出てから約十五

○菅野久光君 民有林の場合に不在林があつて、手入れが全くされていない、いわゆる放置林ですか、そういうものがあるのですから、その辺も国有林事業として何とか委託してもらつて、そういうものをなくしてもつといい山をつくつていて、そんなことに寄与してはどうかというようなことをちょっと考えたのですから申し上げたんで、これからひとつ、日本の国土全体の山がいい山になるような積極的な役割を国有林事業が果たしていくといふことが必要ではないか、そこに国有林野という大事な問題があるのでないかと、いうふうに思うのですからそのことをちょっと申し上げました。

〔委員長退席、理事北修（君着席）〕

私は、四時までですから時間があと余りありますせんから、一番中心になります国有林野事業の財政の確立の問題についてちょっとお聞きをいたしたいというふうに思います。

国有林野事業の経営再建の問題につきましては、今まで国会の場でずっと論議をしてまいりましたし、林政審議会でも真剣な討議がなされ、また林野庁の労使間協議を経て昨年末に林政審議会の答申、さらに国有林野事業経営改善大綱の閣議了解等によって一定の再建方策が固まつたわけあります。

そこで、ここ一年間で経営再建を軌道に乗せることが最大の課題だ、私ども年末までに何とか軌道に乗せるようにしなければならないというふうに思いますが、そのための施策として、国有林野の果たす公益的な役割に着目をして一般会計から繰り入れを何としても確保しなくちゃいけないというふうに思いますし、また労働力の趨勢からも一定の直用を確保しなければならないというふうに思います。それから地域の意向尊重などの再建原則といいますか、そういったようなものが必要だというふうに思いますが、平成三年度をまず初年度として、確実な経営再建に向けての大臣の決意をひとつお伺いいたしたいと思います。

年近く経過をしてまいりました。大変重い荷物を背負つてずっと歩き続けてきたわけでありますけれども、今回諸先生方を初めとする労使関係の大変な努力をもつて、累積債務と区分されて今法律を御審議いただいておるわけであります。いたしましても、今回の法律の中身にもいろいろ書かれておるわけでありますけれども、身軽になつたこれから経営事業部門について再び赤字が出るというようなことがあつてはならぬという決意を新たにいたしておるわけでありますが、第一線の現場で働いていただいておる人たちも、今回の法律なりあるいは林道、作業道のいわば五ヵ年計画が来年から発足をするようなこととして、森林元年のような気持ちで取り組んでいただけるものと、実は私はお会いをしてそういう感触を持たせていただいたおるわけであります。

そういう意味合いからして、平成三年度から具体的に黒字に転ずるというところにはなかなかまらないだろうと思うわけであります。これがから経常事業をやる部分についてまだ借り入れをしなければ、これから運転資金というものがなくならなくなってしまうわけでありますから、十年を目途にしておる計画を立てておるわけですからども、できるだけ早くひとつ目的達成をしたいと思うんです。

ている限りたった二人でやつてゐるようなビデオを見せていただきて、こういうことがあれば若い人も魅力を感じるのではないか、コストも非常に安くなるな、安全性も確保できるな、こう思つて今回この機会に日本型の機械開発に対しても積極的に、資金で間に合うことであれば協力を申し上げて研究開発をしていただきたい。

いずれにしても、こういう機械開発をしてくればないんです。というのは、さて、でき上がつても何台売れるかということになると、自動車みたいにだれでもが利用していただけるということではなくて、もう一定の数量というものが予測ができるものですから、余り商売にならないと言つちゃやしないのですが、そういう面ではその開発経費といふものは私どもが協力申し上げなければならぬ、こういうふうに考えて今担当に指示をしておるところでござります。

そういう面で、平成三年度は流域あるいはもう一つは山全体を考えれば流域を考えていくということの単位にさせていただいたわけですから、どちらかといえば、先ほどもお話をありましたように、県なり市町村というのは総論では山に関心をお持ちいただいておるんですが、具体的な各論にどういうことをしているかというと、私の知る範囲内ではそういう具体論の支援というものは割合に少ないんではないかな。そういう意味で、今回地域森林計画をそれぞれ市町村に立てていただき、県の段階を踏んでセンターをつくって、そして私の方から林野庁で四十四の流域単位にやると、いう積み重ねをしてきて、そういうことに役割をひとつ総合的に持たせていただきたいというようなこと、この平成三年度はそういう体制を整備するという年にさせていただきたいな、そのように感じておるわけであります。

○菅野久光君 まさに国有林の再建元年といふことで、当初申し上げましたけれども、今度はもう失敗は許されないとということで、ぜひ頑張つていただきたいと思います。

案の累積債務の処理に関して特徴的なことは、改善計画において定める事項として累積債務の処理が新設され、規定されたこと。三つ目が一般会計からの繰り入れの対象として、現行の繰り入れ対象の退職手当及び借りかえに係る借入金の利子に加え、新たに退職手当及び借りかえに係る借入金の償還金が追加されているということですね。また累積債務対策として経常事業部門の経営成績を明確にして経営改善の促進を図るとともに、資産処分収入を優先的にその処理に充当するため、経常事業部門と経理を区分することです。

そこで、平成三年度予算では一般会計からの繰り入れの総額を二百五十億円として、そのうち累積債務対策としては百億円が計上され、公益的機能の発揮を踏まえた拡充として造林・林道等の事業施設費百四十億円、一般行政的経費等として十億八千万円、なからずく新規施策として国有林地域森林計画の樹立に三億六千万円、保安林の指定・解除等に二千五百万円、さらに森林センター等の運営費用として九千二百万円が計上されております。なお、歳入に林野売払い代七百一十六億円が計上され、また財政投融資からの借入金は二千五百八十億円に達しております。このように国有林野事業の財務状況は収入の約半分が借入金、支出の四割弱が利子、償還金で占められているという極めて厳しい状況にあります。また、国有林野事業は昭和五十一年から借入金を導入してきましたが、近年累積債務が増大し、一日当たりの利払いが約三億五千万円に達する事態となつておるわけですね。

今回の改正案は、平成三年度以降の十年間を新たな改善期間とし、平成二十二年度までに収支の均衡を回復する等経営の健全性を確立することを目標としています。平成二十二年度までに国有林野事業全体の収支均衡という目標を達成するには、将来的に一般会計からの助成の拡大がどうし

ても必要ではないかというふうに思われますが、改正案では借りかえ資金の元本の一般会計からの繰り入れを決めていくとのことになりますが、実際は予算措置によって任されているということです。

そこで、まず一般会計からの助成の拡大の見通しについてお伺いをしたいんです。そしてこの問題についての大臣の決意をお伺いしたいというふうに思います。

次に、改正案では改善計画において定める事項に「累積債務の処理に関する事項」を加えるものとしておりますが、この事項を明記した経過等についても明らかにしていただきたいと思います。

さらに、平成十二年度までに経常事業部門の財政の健全化等を完了することを目指としてという文言が明記されておりますが、健全化の具体的方策についての大枠を明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(近藤元次君) 数字的なことは必要があれば事務当局から御説明をさせていただきますけれども、累積債務の分については林野が持つておる山でない土地、山の一部を含めて大体一兆二千億ぐらいを累積債務に処分をするという予定を立てさせていただいているわけであります。そして経常事業部門に、十年計画でありますけれども黒字が出るようになつたらこの累積債務にお手伝いをする、それ以外のことはこれは一般会計から支援をしていただくということになるんですが、一般会計から直ちに支援ができるかといえばそうではなくて、二十年の間に借りかえしようとはをしようとやり繰りをしながら二十年間でそういう枠組みで解消していく。

ですから、このことの負担が借りかえをしたり、さらに借りかえによつて利子が発生をしてもこれは経常事業部門にわざ寄せは来ない、そういう確認のもとに経常事業部門で仕事を始めようとするようで、今法案審議をいただいておるわけでありますし、そういうことで累積債務を解消するために努力をしていく、こうしたことになつてお

卷之三

るわけあります。

○政府委員(小澤善照君) 御質問が多岐にわたつておりましたので、私の方から要点につきましてお答えを申し上げたいと思うわけでございますけれども、まず累積債務対策に係る一般会計からの繰り入れの見通しでございますけれども、国有林野事業の経営の健全化のために適切な累積債務対策はぜひとも必要なことでございます。

これについては、経常事業部門と区分する
ということで大臣の方からも申し上げたわけでござりますけれども、この際に林野・土地等の資産処分収入の優先充当ということを考えておるわけでござりますし、あるいはまた自主的な改善努力の徹底によりまして経常事業部門で将来生ずる財政資金の充当ということをございますが、そして一般会計資金の繰り入れ等別途財源措置によりまして累積債務を処理してまいることでござります。

一般会計資金の繰り入れにつきましては、厳しい財政事情のもとで平成三年度におきましては債務対策としては百億円の計上になつております。さらに、今回の法律改正によりますと、借りかえの借入金等の償還金も繰り入れ対象に追加されるわけでございますので、今後におきましてはこのような資金の確保に努めてまいりたい、このよう

に思うわけでございます。

それからなお、債務処理事項がつけ加えられたわけでござりますけれども、これはやはり何と申しましても累積債務が膨大な額に上つておりますので、これが経常事業部門を圧迫する大きな要因になつております。したがいまして、債務処理事項を別にすることによりまして、その経常事業部門への影響を防ぐという意味合いがござりますので、新たにつけ加えさせていただくということになるわけでございます。

綱に則して行いたいというように思うわけですが、いますが、請負化等によります事業の民間実行の徹底、要員規模の適正化あるいはまた組織機構の徹底した見直し、機動的な木材販売や都市近郊国有林の活用によります賃料収入の増大等による自己収入の確保、これらの自主的な改善努力を徹底させてしまいりたいわけでございますが、また同時に森林の公益的機能発揮の観点から造林や林道整備等の経費でございますとか、あるいは森林の保全管理等の行政的な費用につきましての一般会計からの繰り入れの拡充ということも必要であるというふうに考えておるわけでございます。このよくな般の措置を講じまして、平成十二年度までに経常事業部門の財政の健全化を図つてまいりたいということでございます。そして、全体の累積債務も含めました経営の改善ということになりますと、平成二十二年という長期間の期間を設定させていただきて、その中で対応を図つてまいりたいというふうに考えているところでござります。

○政府委員(小澤普照君) まず累積債務の処理の問題でございますけれども、その際に今先生の方からお話をございましたように、経常事業の収入が十分でござりますと償還金に充てることができるのでござりますけれども、それが大変難しいということです、今までそこのところは償還金のいわゆる債務対策と経常事業の必要経費の調達が、言うならば窓口は一つであったわけでございまして、今回そこを分けますという意味合いは、償還金の返済に充てる分、これは資産売却等によるものを充当するわけでござりますけれども、不足する分につきましては借りかえ措置があるということをございます。

したがいまして借りかえればその分借金はふえるではないかということは御指摘のとおりでございますけれども、そこは言うなれば累積債務処理の区分の中で転がしていくことになるわけでございます。そこで、そのようなことをすればだんだんやはり雪だるまになるんじゃないいか、このようにおっしゃっているわけでござります。それはもしそのよな状況になればそうなるということござりますので、それを避けるためにどうするかということになつてくるわけでござりますので、そのところは私ども資産売却につきましては計画的にやる必要がござりますし、そしてまた不足する財源についてのこれはまた練り入れ規定期等がございます。

利子がかかるわけですね、サラ金と同じですね。だからその場合に、平成三年度はまあどのぐらいの額かは別にしても、予定どおりいかなかつた場合に次年度に結局その分がまたわ寄せがいく。そうしますと、またこれが雪だるま式に膨れ上がるというような可能性が出てくるのではないか。だから少なくともその辺、二十年でということにはなつておりますが、五年なら五年くらいの短期見通し、中期見通しになるんでしょうが、そういうふうなことが必要ではないかというふうに思うんですけど、いろいろ申し上げましたけれども、その辺についていかがでしよう。

借りかえと繰り入れと売却というようなものを総合いたしまして債務対策を講じていくわけでござりますけれども、この場合にどのような年数で区切つていくかということは、現在まだそこまで明確に考へてはおらないわけでございます。改善計画もこれから立てていかなければいけませんし、そのような中で計画的な処理ということが必要かと思いますが、いずれにいたしましても、その中で大きな役割を演じます資産の処分等につきまして、的確な対応策を持つていないと債務が累増してしまうということになるわけでございまして、ただただ債務が膨らむということのないよう頑張つてまいりたいということですございます。

経常事業につきましては、先ほど申し上げましたけれども、それにつきましては予算では先生百五十億とおつしやつておりますけれども、これは林道や造林の事業についての繰り入れ、従来からもございましたが、これを逐年少しでも増加させたいということで努力をしてまいりましたし、さらに今回の法改正によりまして、森林計画にかかる分野でござりますとか、保安林に関するものでござりますとか、その他普及、啓発等に関する行政的費用につきましても繰り入れ措置を新たに認めていただくという点でござりますので、そのような中でさらに拡充についての努力をしてまいりたいというように考へているところでござります。

○菅野久光君 努力をするという努力するその気持ちはあるんですけれども、これは本当に難しいことだというふうに思うんですが、しかし努力するというその努力の成果を私は本当に私の立場としては期待せざるを得ないんで、一年間終わってみてということではなくて、やっぱり途中ででもどんな状況かということを私は尋ねてみたい気持ちでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

でも借入金が千百十五億あるわけですね。これがまた借入金ということであふるわけですが、先ほど大臣もこの債務の処理の問題について、経常事業の方にしわ寄せをするようなことはしないといふことを説明されたわけですが、この千百十五億のこれの返済のことにつかわつても、次のあれにかかるつていくから直接的にはないのかもしれません。せんが、その点は大臣本当に大丈夫なんでしょう

○菅野久光君 もうあと一分ちょっとしかございませんが、最後に民間との均衡の問題なんですね。なきやならないという責任の重さを感じておるわけであります。

全し、これを次の世代へ引き継いでいくことがそのときどきの人類の重大な責務であります。地球環境問題が近年人類共通の課題として世界的にその重要性への認識が深まり、解決に向けて努力が始まられたのは当然のことと考えるわけですが、ありますが、世界の森林の保全についても各國がそれぞれの課題として取り組むことが要請されています。中でも我が国は、世界の経済大国として

われて、このことは我が国が木材輸入国であるだけに世界的の批判を受けるようなまた新たな環境問題もできつつあるということに心を痛めて実はこの問題に取り組んでおるところであります。

先ほども若干触れましたけれども、熱帯林の減少は一千七百万ヘクタールぐらいが減少しておるわけでありますから、日本の農地の約倍ぐらいの熱帯林が年々なくなつておるわけであります。な

○國務大臣(近藤元次君) 経常事業部門について
は今度累積債務と区分をしたわけでありますか
ら、累積債務の二十年の解消にわたって一番わかつ
りにくい点は財産処分の面だ、こう思うんです。
財産処分のものが大体一兆二千億くらいを目安と
しておるわけでありますけれども、それはどうい
う売り方をするかという問題点が一つ残つております
まして、やっぱり入札制度にすれば高く売れますが、高く売るといふことは土地の値上げを誘発する
るというふうなことで、一つのまた公的機関との
規制がありますし、そういう点での私ども売却を
したときの時点ではないと最終的な金額がわからん
くいという面が一点実はござります。そのような
ときには、当然のことながら財産処分の折にまた
報告をしなければいけないのではないか、そう判
断を一つしておるわけであります。

が、まだ金額的には民有林並みにはなっていませんで
すね。この点なども今後十分考えていくつて
いただきたいというふうに思います。例えば造林
なんかも六十七億六千方ですが、民有林並みの助
成でいけばこれは百十二億二千万ということにな
りますので、これはぜひ今後考えていただきた
いというふうに思います。

いずれにしましても、一番最初に申し上げまし
たように、これをとにかく森林再建元年というう
とで皆さん方の一層のひとつ頑張りを期待したい
と思いますし、また私どもができるだけのことは
やつぱりやっていかなくちゃいけない、そういう
責任の一端も感じながら私の質問を終わらせてい
ただきます。

○成瀬守重君 ただいま提出されております森林

てその地位にふさわしい貢献を求められているところであり、世界の森林の保全のために我が国は主体的、積極的な役割を果たしていくべきだと考えますが、これについての基本的な考え方を農林省水産大臣にお伺いしたいと思います。

また、現在特に熱帯林の減少への対処が焦眉の課題となつておりますが、とりわけ我が国は熱帯林の大量の輸入国としてこれにどのように取り組んでいくのか、世界の注目するところとなっております。この熱帯林の減少問題について我が国として具体的にどのように取り組もうとしておるのか、これは林野庁長官にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○國務大臣(近藤元次君) 今成瀬委員から森林の持つ重要な役割についてと、我が国が木材消費国であり、最大の輸入国であるという立場からの地球的規模の取り組み方についての御質問がございまして、

熱帯林の問題につきまして、私どもが持つてゐる今までのような技術だと資金だとかいう程度の協力で熱帯林の回復をするということはなかなか困難ではないかという判断を私は大臣就任以来しておるわけでございまして、そのことは、熱帯林の半分は焼き畑農業であつたり過放牧であるといふ熱帯林を保有する国の国内事情によつて起きる一つの現象であります。熱帯林の伐採の八割がまたその地域における一つの薪炭を中心としたエネルギーになつておるということなんです。

そしてまた用材としては残された二割、そして二割の中のまた二割が輸出ということになるわけになりますから、量的には世間が騒がれておるような熱帯林の減少がすべて何か先進国であつたる、輸入国の日本であるかのことを誤解を受けやしない状況が今生まれておるということを考えておかなければならぬわけでありますし、さはざり

累積債務の分につきましては、私は一般会計からの支援体制ができることをもってそう心配をすることが多い。うちで懸念をするというよりも、経常事業部門についてさらなる赤字が出るようなことになつてはならぬなということを、区分のときにも、これから退職金問題がかなり多額になつてくるわけでありますので、経常事業部門が退職金を支払う能力のない赤字体制の間は累積債務の処分の中で区分をさせていただいて、累積債務処分と一緒に退職金の分も解消してもらうということになつておるわけでありまして、そういう意味合いで、今後私は累積債務よりも経常事業部門について国全体が一つは考えてくることになりますが、私どもが累積債務の分の解消についても努力

法と国有林野事業改善特別措置法の改正案は、いざながれも我が国の森林・林業の発展にとって大変重要な意義を持つものであると考えるわけであります。ですが、法律案についてお伺いする前に、やはりこれも重要な問題であります地球の緑、森林の保全の問題についてお伺いいたしたいと思います。

私は、これまで何度かブラジルを初め中南米諸国やアンデス山脈の上空を飛びまして、熱帯林の減少、砂漠化の進行、酸性雨による森林被害など、地球的な規模で年々大規模な面積の森林が失われている状況を見てまいりましたが、人類がこの地球上において真に健康で豊かな生活を実現するためには、温暖化の抑制やそれぞれの地域の環境保全等に重要な役割を果たしている森林資源を保

ましたけれども、まさに森林の持つ役割の重要性を
というのは、言いかえればようやくにして地球規模
模で関心をお持ちいただいた折に、先ほどから議
論のありますように、かねてから累積債務で苦し
んでおる国有林の赤字解消の新たな役割のため
に、今回区分会計ができるということは、諸先生方
から御協力をいたいたことを本当に感謝申し
上げておるところであります。

地球環境規模の中で、先生からもお話があります
したけれども、我々が緑豊かな地球を次の世代へ
引き継いでいくのが人類の共通の使命だというふ
うな認識は、地球環境問題を取り上げて世界規模
で拡大をされてくるような時期になつてまいりました
した。しかし、その中でも象徴的に熱帯林が今問

ながらも、やっぱり熱帯林の二七%を輸入しておるダントツの国でありますから、これを解消するためにはそれぞれ熱帯林地帯の国民生活の中の薪炭を含めるエネルギーの問題にどう関与していくかということ、焼き畑農業や過放牧に対しても我々が技術やノーハウや資金をどのようにして、根本的な対策をしていかない限り、ただ単に技術や技術を取り巻く資金だけの援助で熱帯林問題の解消ということにはならないわけであります。

私も来年の六月の地球環境サミットには出席をしたい、こう考えておるわけで、日本の国として熱帯林に対する取り組み方というものはその会議の場所で私は見解を申し上げておきたいと思うものですから、どのような取り組み方をするかといふの

私は、これまで何度かブラジルを初め中南米諸国やアンデス山脈の上空を飛びまして、熱帯林の減少、砂漠化の進行、酸性雨による森林被害など、地球的な規模で年々大規模な面積の森林が失われている状況を見てまいりましたが、人類がこの地球上において真に健康で豊かな生活を実現するためには、温暖化の抑制やそれぞれの地域の環境保全等に重要な役割を果たしている森林資源を保

方から御協力をいただいたことを本当に感謝申し上げております。

地球環境規模の中で、先生からもお話をありますけれども、我々が緑豊かな地球を次の世代へ引き継いでいくのが人類の共通の使命だというふうな認識は、地球環境問題を取り上げて世界規模で拡大をさせてくるような時期になつてまいりました。しかし、その中でも象徴的に熱帯林が今問

的な対策をしていかない限り、ただ単に技術や技術を取り巻く資金だけの援助で熱帯林問題の解消ということにはならないわけあります。

私も来年の六月の地球環境サミットには出席をしたい、こう考えておるわけで、日本の国として熱帯林に対する取り組み方というものはその会議の場所で私は見解を申し上げておきたいと思うものですから、どのような取り組み方をするかとい

○政府委員(小澤普基君) 熱帯林減少の問題に對する具体的な取り組みにつきましてお答えをさせたいと存じます。

これまでも開発途上国の各国民政府の要請に基づきまして専門家の派遣その他をやつておりますが、まず専門家の派遣につきましては、私ども林野庁の多数の職員を主力にいたしまして、世界各国、現在十二カ国に及びますが、現地に参りまして造林その他の技術協力に邁進しているところでございます。そのほか、各国からの研修員の受け入れでござりますとか資金協力というようなことを実施しているわけでございます。また国際機関を通じた協力といたしましては、I.T.O.、これは国際熱帯木材機関でございますが、それからまたF.A.O.、これは国連食糧農業機関でございますが、これらの機関に対して資金拠出等を行いまして支援に努めているところでございます。

それからまた、林野庁におきまして、深刻化する熱帯林問題に対しまして我が國の取り組みの方向を定める必要があるということで、幅広く有識者の御意見をいただくということで熱帯林問題に関する懇談会を開催してまいりましたが、昨年の五月に中間報告をいたしました。この報告は「緑の地球経営の実現に向けて」と題されてゐるわけでございまして、この中で熱帯林の持続的な経営と保全を図るための諸施策が提言されているわけでございます。具体的には現存する熱帯林の適正な保全・利用の問題、それから失われた緑の回復をいかにするかということ、また種の保全の推進というように広範かつ具体的な提言がなされおるわけでござります。

まえまして、平成三年度におきましては新たに持続可能な森林経営を目指した国際的なコンセンサスと行動指針を得たいということから世界のシンポジウムを開催することを考えておりまして、これはこの七月に横浜で開催するべく今準備を進めております。それからまた、国際的な林業協力を支援する体制の整備を進めるために、これは専ら人材的な点に観点を置いておるわけですが、国際緑化推進センター事業というものを新たに起こすというようなことに取り組んでおるわけでございますが、今後ともこれまでも培われました技術や知見あるいはその他の経験も踏まえまして、海外の林業協力の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

○成瀬守重君 次に、森林法の改正案についてお尋ねいたしたいと思います。

我が国は国民の英印としての努力によつてか

つて経験したことのないほど高度な経済社会を築き上げ、その繁栄の中からゆとりと潤いという新たな価値観に根差した豊かなライフサイクルを確立すべく歩み始めたところであります。そのような機運の高まりの中で、緑の環境を形成し、清流をつくり出す森林の働きに国民の大きな期待と関心が寄せられていることはもはや広く認識の一一致するところであります。

今さら言ひまでもなく、これまでも森林は住宅を初め生活全般にわたつて国民生活に深くかかわり、その發展に大きく寄与してきたところであります。今後国民共通の財産である森林をさらりに豊かなものとして、それを健全な形で二十一世紀に引き継いでいくことは現代のこの繁栄に生きる我々日本人、そして林政の使命であります。

しかしながら、翻つて森林・林業の状況を眺めてみますと、改めて森林・林業が大きな転機に立たされていることを痛感せざるを得ないところであります。すなわち林業の採算性は依然として低く、伐採で得た収益を再び森林に投下してその整備を進めるという林業のリサイクルが必ずしも十

もとに管轄と檜林を積み重ねてきた成果である——
千万ヘクタールの人工林が充実過程に入ってきて
いるにもかかわらず、国産材の产地形成、供給体制
が必ずしも進んでいないこと、首都圏への一極
集中の中でその対極に位置している山村社会の弱
体化、とりわけ人口の減少、高齢化に伴う森林管
理の担い手の脆弱化がさらに深刻の度を深めてい
ることなど、これまでにない問題に直面しております。

で、このために森林の流域管理システムというものを確立させていただきたいというふうに思つたけれどござります。また、流域における森林整備目標の達成に必要な基盤整備の計画的な推進が必要でござります。そしてまた、森林・林地の保全対策の強化というようなことを重要な課題として考えておるわけでござります。

今回の森林法の改正は、このような課題にこたえますためにぜひとも実現させていただきたいと考えております。

今こそ時代の息吹を一心に受けとめ、國家百年の計に立つて未来を見通した新たな林政を推進していくことが何よりも重要であると認識するものであります。ですが、まず今回の森林法改正が今後の林政を展開していく上でどのような位置づけにあるのか、御所見を承りたいと思います。

○政府委員小澤普照君) 先生御指摘のように、現下の林政の基本的課題、これは森林の有する多様な機能の発揮、国民の要請が高まつておるわけでございますが、私どもこれにこたえていく必要があるというように考えております。

森林は緑と水の源泉でございます。そのためには森林の整備保全を推進し、一千万ヘクタールにも及びます人工林を生かしまして国産材時代的到来を現実のものとしなければならないと考えているのでございます。しかしながら、現況非常に厳しいものがございまして、林業の採算性の低下あるいはまた担い手の減少、高齢化の進行ということがござります。また機械化のおくれ、基盤整備もおくれております。そしてまた、作業規模も零細であるというような状況がございまして、今後森林整備あるいは国産材の産地形成を進める上でのなかなか難しい問題を抱えていることは事実でござ

このような状況を踏まえながら、森林の有して
おります多様な機能を發揮してまいりますために
は、まず流域を基本といたします民有林、国有林
を通じた関係者の総意のもとに地域の特質に応じ
ました森林の整備を図り、林業生産等が着実に行
います。

なおまた、国、都道府県、市町村の計画事項の中で、機械化の促進でございますとか、いわゆる従事者の養成確保というようなことの推進に資するための事項を追加して、流域ごとに森林施業が着実に実施されるようと考えてまいりたいということでございます。なおまた、災害発生のおそれのある森林につきましては、分収育林契約の締結

で、このために森林の流域管理システムというものを確立させていただきたいというように思つうだけでございます。また、流域におきます森林整備目標の達成に必要な基盤整備の計画的な推進が必要でございます。また、流域の保全対策の強化というようなことを重要な課題として考えております。

今回の森林法の改正は、このような課題にこたえますためにぜひとも実現させていただきたいと考えておるところでございます。

○成瀬守重君 今お話を流域を単位に林政の展開を図っていくということになりますが、そもそも森林の働きは水源涵養ということでも明らかでありますとおり流域ごとに発揮されるものであり、これを進めしていくために森林づくりも流域ごとに推進されることが最も自然であり合理的であります。が、同時に林業そのものがいかだ流しの昔から川の流れに沿つて成立、発展してきたものでありますので、流域をベースに国産材の産地形成を進めしていくことが効果的であると思いますが、この流域管理システムとはどのようなものであるか、そしてその実現のために今回の法改正でどういう措置を講じようとしているのか、この点について伺いたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) 森林の流域管理システムの具体的な内容につきまして御説明を申し上げますと、まず民有林、国有林を一体的に流域的に整備の推進を図るということを考えております。また、整備目標を達成するためには、造林・林道事業の計画的な推進を図る必要があります。そのため投資計画を必要とするというように考

の裁定制度を導入するというようなことで森林の育成を進めてまいりたいということでござります。

そのほか林地開発許可制度についての充実あるいは流域の上流と下流の地方公共団体との間での森林整備協定などが推進されるような仕組みをつくるいくというようなこと。あるいはこのようないことを通じまして森林の公益的な機能の増進を図るために複層林施業でございますとか、あるいは長伐期施業を推進するための特定な森林の施業計画についての制度を創設するということでございまして、そしてこれらの流域管理システムを定着させていくために民有林、国有林を通じました地域の関係者の総意のもとに推進を図るということです。

また同時に、市町村を中心になつていただきまして、そのため流域林業の活性化協議会というようなものを組織いたしまして、流域ごとに活性化を図っていくというように考えております。

また同時に、市町村に中心になつていただきまして、それぞの森林施業の共同化でござりますとか、あるいは条件整備に計画的に取り組んでいただかなければなりません。したがいまして、予算的にもこのような総合対策に資するための措置を講じてまいりたいと考えております。

○成瀬守重君 これまで民有林と国有林はそれぞれ別々に事業の展開がなされてきたわけですが、これについては過疎化が進む山村社会を浮揚させていく上で森林・林業は極めて重要な地位を占めているにもかかわらず、両者別々の扱いであるばかりに結果として互いの力をそぐことになつてきたのではないかと考えられるわけであります、今回の改正で両者を連携強化させる森林計画体系が実現されることになると思います。これによつて森林を仲立ちとした山村社会が一つに結集して、地域の振興に大きな弾みがつくものと大いに期待されるところであります。

このような流域管理システム、これに対して予算的な裏づけも含めて今後その推進策を具体的に

どのように展開していくか、伺いたいと思いま

す。

○政府委員(小澤普照君) 先生がただいまおつしやいました推進策でございますけれども、やはり基本となりますのは、まさに流域の中には民有林、国有林がございますから、これを連携させていくことが重要でございます。と同時に、流域は必ず上流、下流という問題がございますから、上下流の連携というのがもう一つ重要でありますかというように考えておられるわけでございまして、具体的対策といたしましては、したがいまして今のような二つの点を踏まえた施策が必要でござります。

それで、民有林、国有林につきましては、まず森林計画を樹立する際に連携を強化する必要がございますから、それぞれの計画を立てる際には相手の意見を聞くという仕組みにいたしたいというように考えておりますし、それから流域の中での協議体を動かしていく場合に、当然市町村あるいは林業の事業体それから国有林の関係者が一体となって協議をしていくというように考えております。

○成瀬守重君 まさに市町村あるいは連係プレーをしていただくという観点から話し合いの場を設けていただき、場合によりましては知事さんなりあるいは農林水産大臣が仲立ちをするというような仕組みによりまして推進をいたしておりたいと考えております。

○成瀬守重君 森林計画に基づいて森林づくりが計画的に推進されるためには、各方面の林業関係者の方々の意思を結集して効率的に林業生産活動が展開できるような雰囲気づくりが何よりも重要であると思いますが、こういった点につきまして、全国レベル、地域レベル、市町村レベルの各森林計画を通じて森林施業の共同化、機械化の促進、林業従事者の養成確保等を推進することに

地域が一体となつて取り組んでいくためにはこの市町村の役割強化はぜひとも必要であると考えます。今回の改正で盛り込まれることになる市町村森林整備計画を林政の中ではどのように位置づけ推進していくか、この点について伺いたいと

思います。

○政府委員(小澤普照君) 具体的な市町村におきまして、森林整備計画の内容でございますけれども、まずは森林施業の共同化の促進ということを考えておりますし、このほか担い手の養成確保、林業機械の導入促進、林産物利用促進施設の整備、これらを從来は育林関係の間伐その他の点に着目した計画を立てていただきたのでござりますけれども、私がただいま申し上げましたものを今回は追加させていただき大幅に市町村の役割を發揮していただきたい、このように考えているわけでござりますので、今後は市町村を中心にして地域一体となつた推進をしていただきたい、このように考えているわけでござります。

○成瀬守重君 次に、国有林野事業改善特別措置法の改正案についてお尋ねしたいと思います。国有林野事業は、これまで国土の保全、水資源の涵養、自然保護等の公益的な機能の発揮や木材の安定的な供給、地域振興など国民生活においてもまた国民経済面でも大変重要な役割を果たしております。

先ほども申し上げましたとおり、近年森林、緑資源が世界的に急速に減少しつつあり、このままでは将来地球的規模で環境への悪影響が生じるところが懸念される状況であることから、我が国においても森林の有する水資源の涵養、保健休養、国土保全等の公益的機能の維持増進に対する国民の関心、要請が急速に高まっております。このような状況のもとで、我が国の国土面積の二割、森林面積の約三割を占める国有林が果たすべき役割はこれまで以上に重要性を増していると考えていますが、政府はこれらの国有林野事業の使命、あるべき姿どのように考えているのか、農林水産大

臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(近藤元次君) 先生今お話のございましたように、国有林野事業が今持つ役割としては、森林事業に対する国民的な要請に対しても、森林施業の健全性を確立すること、また森林野事業改善特別措置法によります改善計画に基づきまして、所要の財政措置を講ずることにより收支均衡の達成等経営の健全性を確立して、簡素で合理化された組織要員のもとで能率的な事業運営を図つてま

いる考え方であります。

○成瀬守重君 次に、国有林野事業の財務状況を見ますと、ここ十数年来毎年赤字を計上し、累積債務も一兆二千億円を超えるなど極めて深刻な事態に至つております。国有林野事業が森林に対する国民の期待、要請にこたえ、その使命を十全に果たしていくためにはまず経営の健全性を確立する

ことが不可欠であると思いますが、私は今日のこのような財務状況のもとで果たして国有林野事業がその使命を十全に果たせるのか危惧せざるを得ません。

そこでまず、このように国有林野事業の財務状況が悪化した原因がどこにあるのか、お伺いいたします。

○政府委員(小澤普照君) 国有林野事業につきましては、昭和五十三年以降、国有林野事業改善特別措置法によります改善計画に基づきまして、所要の財政措置を講じながら経営改善に取り組んできたところでござります。

しかしながら、この経営に対する最大限の自主的な改善努力でござりますけれども、それにもかかわらず債務残高が平成二年度末で二兆二千五百億円に達したところでございます。債務残高がこのように増大した原因として考えておりますのは、まず収入につきましては、収入の大宗を占めております木材収入が過去に社会的要請に応じまして大量伐採を行つたことがございますけれども、その結果いたしまして、現在資源的な制約にそれがなつてゐる。つまりその後に種々なものがまだ若い木が多いということです。さいますけれども、そしてまた同時に、最近におきます自然保護等の要請の高まりがございまして、これへの対応ということもありますして伐採量

上で不足する資金につきましては借入金に頼らざるを得なかつたというような状況がござります。

このようなことから累積債務が増大してまいり、と考えておるところでござります。

の借入金につきましては、従来からの利子補給にて所要の予算を計上いたしておりますけれども、これらを含めまして今後の累積債務対策を適切に講じまして、債務の縮減、解消に努めてまいる考えでございます。

そして今後は、まず平成三年度予算におきまして所要の予算を計上いたしておりますけれども、これたを含めまして今後の累積債務対策を適切に講じまして、債務の縮減、解消に努めてまいる考えでございます。

○成瀬守重君 農水省初め林政当局の皆さん方が今まで以上に御健闘くださつて、国民の負託においてございただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ときもあるといふことで、ずっと十三年間続いて
きているんです。

私の持つてゐる資料は古くて申しわけありませんが、元年の赤字が六百六十五億円なんです。十三年間も一千億円前後の赤字があつたこの通常経営の收支が何でこの十年の間にころつと変わつてとんとんになるというのか。先ほどいろいろ御説明は伺いましたけれども、また林野庁が一生懸命やつて何とかしたいというふうにお考えなのもわかりますけれども、私はここで大臣なり長官に本当にできますかということは聞かないんです、聞いて、できますと言つてできなかつたら責任をとつてもらわにやなりませんから。私はこれはできないとと思うんです。できないことはできないとなぜ言わないんだろうかということが私の質問の核なんです。

昭和二十二年は日本有林地専業農家と半業農家を合計して、収支とんとん、あるいはもつともうけてやつていけど、こういうふうなことで出発したわけですが、昭和二十二年と現在を比べてみれば、非常に各種の要因において差異があるわけです。例えば木材の値段一つにしてみても、安い外材が入つてくれれば値段はどういうことになるだろうか。都市化現象が進んで山村ないし農村の人口が少なくなつて行くとなるといふことになると、何もこれは農業の問題だけじゃなくて、林業すべての問題において過疎化の問題が進んでくる。人がいないといふ問題になつてくる。あるいは労賃の問題もありま

ともあるといふ」とや、ずっと十二年間続いてきているんです。

私の持っている資料は古くて申しわけありませんが、元年の赤字が六百六十五億円なんです。十三年間、一二五ヶ月前後の数字ばかりで、二二の通常盈

きましては、事業の拡張期に増大いたしました要員の調整過程にございまして、給与総額は減少しているのでございますけれども、退職金等の増大によりまして人件費支出が大幅な減少を示すにはまだ至つておらないというような状況がございます。

このような収支悪化の状況にもかかわりませず、国有林野事業につきましては課せられた使命を果たすために森林の適切な管理、経営を行う必要がございまして、そのために所要の事業を行つ

の借入金につきましては、従来からの利子補給につけ加えまして、新たに償還金につきましても一
式三十萬一千六百四十元

船会計練り入れの対象とすることなどにござましての規定を整備させていただきたいと考えてゐるつばかりでございます。

私の持っている資料は古くて申しわけありませんが、元年の赤字が六百六十五億円なんです。十三年間も一千億円前後の赤字があつたこの通常経営の収支が何でこの十年の間にころつと変わつてとんとんになるのか。先ほどいろいろ御説明は伺いましたけれども、また林野庁が一生懸命やつて何とかしたいというふうにお考えなのもわかりますけれども、私はここで大臣なり長官に本当にできますかということは聞かないんです、聞いて、できますと言つてできなかつたら責任をとつてもらわにやなりませんから。私はこれはできないと思うんです。できないことはできないとなぜ言わないんだろうかということが私の質問の中核なんです。

昭和二十二年は日本有林地専業農家と半業農家を合計して、収支とんとん、あるいはもつともうけてやつていけど、こういうふうなことで出発したわけですが、昭和二十二年と現在を比べてみれば、非常に各種の要因において差異があるわけです。例えば木材の値段一つにしてみても、安い外材が入つてくれれば値段はどういうことになるだろうか。都市化現象が進んで山村ないし農村の人口が少なくなつて行くとなるといふことになると、何もこれは農業の問題だけじゃなくて、林業すべての問題において過疎化の問題が進んでくる。人がいないといふ問題になつてくる。あるいは労賃の問題もありま

山の中で、まごまとしたら足をもいだり手をもいだりするような危険な仕事をして、一日丸太を切つたり担いだりする仕事と、都會に出てきて喫茶店のドアをあけたり閉めたりしているだけで同じ段階がもらえるんだつたら、だれだってあけたての方へ來てしまう。要するに世の中の状況が変

ともあるといふ」とや、ずっと十二年間続いてきているんです。

私の持っている資料は古くて申しわけありませんが、元年の赤字が六百六十五億円なんです。十三年間、一二五ヶ月前後の数字ばかりで、二二の通常盈

三年間続いた赤字が、今も申し上げたように今後十年間でころりと変わらんという妙策はまあないんじゃなかろうか。そういう意味でもう少し国有林野事業の公共性ということを前面に押し出して、これは赤字で当然なんだということを前に押し出しながら、なぜいかないんだろうかと私は思うんです。

経営部門が赤字だということは、林野庁長官が怠けているとか大臣が怠対してるとかいう趣旨じゃないはずなんです。みんなが一生懸命やるけれども赤字になるというのは、それは赤字になるような仕組みになつているからだと私は思うんです。もつと国有林野を含めて森林の公共的側面ということを考えて、公共的機能という面を考え、これはこういうふうに山を維持すること自体が錢がかかるんだ、だからこれは財貨の生産によつてもうけるような仕事じゃないんだという観点から、この国有林野事業を百八十度発想を転換してやつていくといふうなお考えはないんでしょうか。大臣、いかがですか。

○國務大臣(近藤元次君) 先生から現実的な御質問がございましたけれども、私ども累積債務を一般会計から支援をいたぐることだけでも大変な努力を長年にわたつてしてきたわけであります。今回環境問題を含めて森林を見直す機会に、先生の今お話しのよくなきも踏まえて累積債務の区分をすることができたのではないか、こう思つております。

お話しのように、自然林であつたり自然維持林であつたり、保育林であつたり、公的な分野について年々役割を果たす分野が多くなつてしまいました。そのことは経済性のある意味では逆行することになるわけありますが、そういう分野が現実的にあることは承知をしておるわけであります。

しかし、国民の一般からの税の支援をいたぐ前に、国有林経営みずからさらに努力をする面がないのかなということをひとつ考えながら、労使大変な苦労をして要員調整を図つてみたり、あるいは民有林、国有林それぞれで同じようなこと

をやつておつたのを類型にまとめて合理性を発揮してみたり、そしてまた国も地方も一体になつて、やはり地域にある森林に対するどのような役割などのような支援をして森林を守るかというようことで地域森林計画を始めて、農林大臣の森林計画と総合的にひとつ今回十年間努力をしてみたがたい、こう考えて今の計画を立てさせていたる課題もまた存在する、一般会計からの支援をいたいておるわけであります。

○猪熊重二君 私も素人で余りよくわからぬものだからこういうことを申し上げるのかもしませんが、何か例えれば森林の持つ水資源の涵養というこの機能一つとっても、降った雨がその一週間に後に全部流れてしまつたら、飲み水だけじゃなくて工業もすべてのものがとまつてしまふんであります。そう考えたら、水資源の涵養ということに必要な費用は公共的投資として国で出さなきゃならぬ、当たり前のことだらうと思うんです。

同じことを繰り返していくも申しわけありませんので、昨年十二月、林政審議会は、国有林を基本的に水資源涵養、その後の類型として四つに分けるということを提言しておられます。国土保全、自然維持、森林空間利用、木材生産という四類型に分けてやつていいだらうだ、こういふうな答申があるわけです。せつかくこういうふうに林政審議会でも答申があり、閣議でもこの趣旨に従つた方針も決定しているわけですから、このうに非採算性の部分と採算性の部分と仕分けはつくんですが、非採算性の部分の環境の問題の役割は幾らに値するかとなると、ここにまた難しい部分が一つござります。伐期になつた木が禁伐で切れないんだとか、管理をするといふうな部分については計算上比較的出るんだけれども、樹齢を考えていくと、樹齢何歳のときが幾らに値するかといふようになるとなかなかこれも面倒なことが一つは起きるんです。

比較的水とか山地崩壊といふのはある程度学者

が、私どもも今先生の御指摘のようなことを念頭に置きながら、あらゆる学者の出しておるよう見解等について注意を払つてゐるところでもありますし、でき得る限り我々も努力をしたら、後は一般的会計からどうやって支援してもらうかということは知恵を絞つていろいろとこころでありますので、言つておるんですから、早く四つに分けて、もうかるところと錢がかかるところの区分をしてみることをお考へになつたらいかがでしようか。

○國務大臣(近藤元次君) 先生今御指摘があつたこともわからないわけじやありませんし、私も合意するところはあるんですけども、少なくとも今時点では累積債務をおろしていただいて、現場は重い荷物を長年背負つてきたわけですから、少し身軽になつて一生懸命自分たちで努力をしていただくという、私は気分的にも今度のことは現場で働いている皆さん方も勇気づけになつていいただくのではないだらうか。みずからがやつぱりやらなきゃならぬ努力をこの時点でしてもらう、そこがどこまでやれるかということを私どもがやらせていただきたいというのが一点。

それから、この分野の中で、先生おつしやるよう非採算性の部分と採算性の部分と仕分けはつくんですが、非採算性の部分の環境の問題の役割は幾らに値するかとなると、ここにまた難しい部分が一つござります。伐期になつた木が禁伐で切れないんだとか、管理をするといふうな部分については計算上比較的出るんだけれども、人間の問題なんです。だとしたら、そういう機能分類をすれば、錢は一錢にもならないけれどもかけなきゃならぬ部分があるだろう。

先ほどの上野先生の話じゃないけれども、山火事があるといった場合のいろんな損失を考えたら、国土保全なりあるいは自然維持という観点から山林パトロール隊みたいなものがあつて、さつきの無線通信ですか、通信どころじやなくてへりコブターですつとやつていかなきゃならぬとか、そういう問題が出てくるでしょ。そういう森林を機能分類して、その機能分類した森林をどのように管理していくかといふいう点から人員のことも考えてみれば、二万人じや足りないかもしねぬ、あるいは一万人でもいいかもしない、それから、学者の先生方も専門的に一生懸命議論していながら、学者の先生方が専門的に一生懸命議論していまだておるんです。

しかし、その議論の合意に至るといふところまでまた至つておりませんので、それを代価として

なことをしつかりやつてもらつたらどうでしよう
と、こういう趣旨で申し上げたので、大臣がおつ
しゃつたのは私の質問とちょっと答えが違う。私
は縁を見る価値が五億円だ、こう言つているわけ
じやないのでございます。

いすれにせよ、時間も遅いので、累積債務の問題
は次回に伺わせていただきたい、わかつたような
わからないような意見で申しわけありませんが、
以上今の気持ちも少し酌んでいただきたいと思
いろ検討していただきたいと思って、質問を終
わります。

○林紀子君 私は国有林野事業改善特別措置法に
ついてまず質問させていただきます。

今回の改正では、累積債務と経常事業部門を区
分する、これが目玉だということを何度も聞かせ
ていただいたのですが、これは私たち日本共産
党も八七年の改正のときに修正案を出しまして、
その一つの大きな柱として長期資金の債務につい
ては棚上げし別途処理する、そのためにする財
源は一般会計から繰り入れる、こういうことを主
張しておりました。ですから、このように今回区
分けをしたということは遅きに失したとは思いま
すけれども、やはりこういう方向でしかなかつた
ことなど非常に思つたわけなんです。
ところが、先ほど同僚委員からお話をありま
したけれども、一般会計からの繰り入れとい
うのも、私はこれを見まして、一般会計からの繰り入
れもあるということですのでこれはまたまたいい
ことだと非常に思つたわけなんですね。
が百億円ですね。私はこれ一受けた違つているん
じやないかと思って何度も見直したんですけど
も、この百億円という繰り入れでは今ある累積債
務、土地や林野の売り払いといふことも言われて
いるわけですが、これはこれで大変大きな問題が
あると思うわけです。しかしこの百億円の繰り入
れでは一体何年かかる累積債務というのがなく
なるのか。二十年という計画を今出していらっしゃ
ると思うんですけれども、ここのところに一
つ非常に危惧を持つのと同時に、区分した経常事

業部門の方もまたどうなるのか。十年でというこ
とをおっしゃつてあるわけですが、これも二万人
体制にするということしかよくわからないわけで
すね。

私はこれ、御質問ということで通告をしていな
いんで大変申しわけないんですが、まず林野庁長
官にお伺いしたいんです。この十年で経常事業部
門を黒字に健全化していく、それから二十年で累
積債務をなくしていく、そういうことについては
十年、二十年という目標があるわけですから、そ
の計画というのが年度を追つてあると思うわけで
すね。この年度を追つた計画というのを、そんな
細かな数字まで求めませんが、大ざっぱに言つ
てどういうものなのかということをぜひ計画を見
せてほしい、資料として出していただきたいとい
うことをお願いしたわけです。私もこういう林野
の問題につきましては大変素人ですので、まずそ
こから見せていただきないとわからないというと
ころがあつたのですからお願いしたんですが、
ついに今の時点までそれは出していただけなかつ
たわけなんです。

こういう十年、二十年という計画があるからに
はそれを具体化するようなものというものが当然な
ければ計画ではないわけですから、どうしてこれ
がぜひこういうことで審議をしてほしいというこ
とがありますので、私はこれを見て、一般会計から
の適正化、組織機構の簡素化、自己収入の確保と
いうようななことを言つております。また一方で、
必要な一般会計からの繰り入れ措置も造林、林道
などの行政的経費といふことで考えております
が、その場合に、先生計画とおっしゃいましたけ
れども、見通しといふようなことも含めておつ
しゃつてあるのじやないかと思うのでござります
が、その見通しを立てるについては計算が確かに
必要でございます。

しかししながら、その計算なり試算を行つ場合に
は、まず収入の多くの部分は木材収入でございま
す。現在も木材収入は二千億円近くあるわけでござ
いますが、ただし今後は伐採量は低下させる必
要がございまして、現在年間一千萬立方程度の伐
採量でございますが、これを九百万立方程度に落
とさなければいけない。それが横ばいの数字で
やつてまいりたいというふうに思つております。
数量的にはそうですけれども、これを金額に換算
して幾らになるかという話になつてしまします
と、材価の変動ということがございまして、これ
がまたなかなか見通しの難しい分野でございま
す。

○政府委員(小澤普照君) 国有林につきまして
は、先生今おっしゃいましたように、十年をかけ
二十年をかけ経営の健全化を図ろうとしているわ
けでございます。今先生、計画とおっしゃいまし
たけれども、私ども計画と申しますが、これは回
復の目標というふうに実は考えております。と申
しますのは、非常に多くの要素が入り込んでおり

ますし、また経営の健全化ということになります
と年数がかかるんですが、これはこれから御説明
させていただきますけれども、非常に多くの要素
と同時にそれぞれが非常に不確実なものが残念な
がらあるわけでございます。

【理事北修】君退席、委員長着席】

そこで目標設定をいたして回復を図らなければ
ならないという状況にもございます。

そのような中で、我々今何を行おうとしている
かということについてますお話を申し上げますけ
れども、まず十年間で收支の均衡を図ろうという
目標を設定しているわけでございますが、この場
合におきましてはこれは経常事業部門ということ
になります。事業的には民間実行の徹底でござ
いますとか、これは再三申し上げますから
申しわけないのでございますけれども、要員規模
の適正化、組織機構の簡素化、自己収入の確保と
いうようななことを言つております。また一方で、
必要な一般会計からの繰り入れ措置も造林、林道
などの行政的経費といふことで考えております
が、その場合に、先生計画とおっしゃいましたけ
れども、見通しといふようなことも含めておつ
しゃつてあるのじやないかと思うのでござります
が、その見通しを立てるについては計算が確かに
必要でございます。

しかし、その中で経営というものを放置するわ
けにはもちろんいきませんし、国有林の使命に照
らしまして回復を図るということが必要でござい
ます。これは、やはり経営を預かる者としても、
何としても経営の改善はいたさなきやいけないと
いう観点に立ちまして、種々試算もいたしました
ことは差し控えさせていただきたいということを申
明確定な見通しといふことになりますと難しい分野
がございますので、その提出なり公表というこ
とはございませんが、その見通しを立てやす
くするために、先生計画とおっしゃいましたけ
れども、見通しといふようなことも含めておつ
しゃつてあるのじやないかと思うのでござります
が、その見通しを立てるについては計算が確かに
必要でございます。

○林紀子君 今のお話を聞きますと、目標はあつ
てもいろいろ複雑な要素があるので、計画は細か
いのは出せないと言う。そうすると、一体全体この
十年、二十年と区切つてやることが本当に成功
するのかどうか。今度こそこれを立て直していくか
なくちやいけないという固い決意を今まで伺つ
たわけですが、大変そういう意味ではか
えつて心配になつてしまふという率直なことを申
し上げざるを得ないわけです。

それでは、そういう資料がないというか数字が
ないところでの御質問でありますけれども、今度は大臣
に伺わせていただきたいんですが、政府が今まで
とつてきました木材の輸入自由化政策、これが國
産材に壊滅的な打撃を与えたということは今まで
の歴史的経過を見たら明らかではないかと思うわ
けです。

そのほか、当然要員の調整ということと人件費

が絡むわけでございますけれども、これにつきま
しても賃金の変動がございます。またそのほか、
財投資金等につきましては、利率も常に変化して
いるわけでございます。私どもその辺が固定で

されども、なかなか実際の問題としても、過去に
も試算はいろいろいたしておりますが、この分野
につきましては、我々体験を申し上げてまだ恐縮

でございますけれども、全く難しいなというふう
に思つております。

しかし、その中で経営というものを放置するわ

けにはもちろんいきませんし、国有林の使命に照
らしまして回復を図るということが必要でござい
ます。これは、やはり経営を預かる者としても、
何としても経営の改善はいたさなきやいけないと
いう観点に立ちまして、種々試算もいたしました
ことは差し控えさせていただきたいということを申
明確定な見通しといふことになりますと難しい分野
がございますので、その提出なり公表というこ
とはございませんが、その見通しを立てやす
くするために、先生計画とおっしゃいましたけ
れども、見通しといふようなことも含めておつ
しゃつてあるのじやないかと思うのでござります
が、その見通しを立てるについては計算が確かに
必要でございます。

しかししながら、その計算なり試算を行つ場合に
は、まず収入の多くの部分は木材収入でございま
す。現在も木材収入は二千億円近くあるわけでござ
いますが、ただし今後は伐採量は低下させる必
要がございまして、現在年間一千萬立方程度の伐
採量でございますが、これを九百万立方程度に落
とさなければいけない。それが横ばいの数字で
やつてまいりたいというふうに思つております。

それでは、そういう資料がないというか数字が
ないところでの御質問でありますけれども、今度は大臣
に伺わせていただきたいんですが、政府が今まで
とつてきました木材の輸入自由化政策、これが國
産材に壊滅的な打撃を与えたということは今まで
の歴史的経過を見たら明らかではないかと思うわ
けです。

けです。輸入材のシェアというのは一九六五年の二九%から八九年には七三・一%にもなっています。MOSS協議により、合板等の林産物関税が八六年には一五%、八七年には一二・五%、八八年には一〇%に下げられて、また今ウルグアイ・ラウンドでさらに下げるということが検討されているということを伺いました。ここ数年の円高も影響して、山元立木価格というのは、杉が八三年の一萬七千七十六円から八九年には一万四千二百八十二円に下がっている。またヒノキは三万五千四百六十円から三万二千三百八十四円に、松が八千七百八十七円から七千二百六十六円にと、国産材の材価というのを下がっているわけです。

この木材価格の下落と林業経営コストの増加、こういうことにより林業経営は、民有林として国有林経営とも苦境に陥っているのではないかと思うわけです。ですから、これにメスを入れない限り、国有林野事業をして日本の林業の再建の見通しというのは大変厳しいのではないかと思うわけですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(近藤元次君) 木材の自由化傾向にあるものを逆に国境措置で制限しろというようなお話をございましたけれども、今日的自由化的方向に向かってきたものを今逆に国境措置で制限するということは、今のウルグアイ・ラウンドの傾向を見ておる限り、これを国境措置で厳しくするということは、我が国一国でなかなかやれるようなことはございませんし、大変困難であろう、そう判断をいたさざるを得ないと思うわけであります。

ただ、戦後の過伐後植林したものがちょうど樹齢適齢期に来て、国内材が大体需要に応じて供給できるような時代が目の前に来たかなという感じを持つておるわけでありますし、あわせてまた、この木材価格が高くなるということは、生産

をする側にとつては大変こう一見非常に所得にとつては魅力のあることでありますけれども、これがコンクリート製品なりあるいは石というようなものに、他の材料に転向してしまうという可能性もまた一つは出てくるんではないだろうか、こう思つておるわけであります。一方でまた国際価格もかなり日本の国内産に価格的には近づいてきておるような状況でございますし、地球環境なりあるいは環境保全なり、木材の計画的な保全というような機運が高まっておるときでありますから、そういう意味では私は、木材価格というのはコストを下げるにもっと積極的にやって、魅力度を上げるという方向に向かわざるを得ないのかな、こういう感じで対応していくたい、そういう思つております。

○林紀子君 関連してお伺いしたいのですが、一九八七年の閣議決定で、林産物の需給見通し、これを決めましたけれども、一九八四年の木材自給率三七%に対して一九九四年には四〇%から四三%になる、こういうふうに決めたわけですね。ところが八九年が二六・九%で下がる一方になつてゐる、こういう状況です。この林産物の需給見通しはどうしてこんなに大幅に食い違つてているのか、自給率の達成というのをどういうふうに実現するつもりか、それを具体的に教えていただきたいと思います。

○政府委員(小澤善照君) ただいま先生御指摘のように、私ども策定をいたしておりました林産物の長期見通しと現実の自給率、確かに乖離がございまして、そのよつてきたるところでござりますけれども、私どもがこの長期見通しを立てましたとき以降になりまして非常に景気の拡大も実はございました。そして、その中で木材需要そのものは拡大してまいつたわけでございます。全体の需要は拡大したわけござりますけれども、その中で国産材の供給と外材との関係がありまして、実は急激な円高の現象が起きてまいりました。そういうことになりますと外材は買いやくなるといふ状況に至りました、需要が拡大した分は外材の

輸入に回ったという形になつております。国産材の供給の方は年間大体現在三千万立方メートル程度でおおむね横ばいになっているのでござりますけれども、外材の輸入が増加したという形での自給率という面では低下傾向にあることは事実でございます。

○政府委員(小澤善照君) 長期見通しは確かに昭和六十二年に策定したと記憶しておりますけれども、この策定に当たりましては、前年、前々年ぐらいい、その前の二年ぐらいから実は準備をいたしましたが、そのときに先生がおつしやいましたことあるいは私がお話し申し上げまして、今回の森林法の改正もまさにそのように講じまして、今回の森林法の改正もまさにそのような観点から内容の整備をさせていただきたいと思っていますが、先ほどからもう少し詳しく申しております諸点につきましての推進策を講じて対応してまいりたいと考えてゐるのでございます。

○林紀子君 確かに需要がふえたということはいたいた林業白書で私も見せていただいているわけですがけれども、国産材の供給量そのものも林業白書で見ますと、一九八五年の三千三百七万立米から八九年には三千五十九万立米、一割近く落ち込んでいるということになりませんでしょうか。閣議決定は八七年ということですから、その前から国産材の供給量は落ち込んでいたると思うわけですが。それをえて閣議決定では自給率を上げるということになりましたが、それなりの見通しといふのがあつたんだと思うわけです。それをえて閣議決定では自給率を上げますと、国内の木材の生産力というふうに申しますか、供給力はまだ頭在化はしておらないというよう考へておりますけれども、潜在的な供給力は増加しているわけござります。戦後造林をいたしたもののが、今ちょうど植えましてから二十五年から三十年ぐらいのものが多いでござりますけれども、これらに着目いたしますと将来の供給力は格段に高まるといふ一方の事がござりますので、そのような中で

長期見通しを策定するということに当時なりました。ただその場合に、従来のような長期見通しを何回かやっておるのでございますが、これもなかなか予測どおりというのが難しい面もあつたのでござります。

の人員整理については、私も、現場の労働者の皆さんの切実な声をたくさん聞いております。国鉄の労働者の首切りと同じように特別給付金というのを今回の法律で平成三年度に限り設けるということそのものが、もう退職促進、退職勧奨と言えるようなものではないかと思うわけですけれども、今回の人員整理に当たって、退職勧奨をやらない、本人の意思に背いてまで退職をしろと言うような強制は絶対にしないということをぜひここではつきりさせていただきたいと思うのと同時に、特に今通年雇用となつてない現場の労働者、定期作業員というのですか、一年全部を通して雇用はしていない、そういう人たちに、雇用止めということで、もう来なくともいいという形で切り捨てていく、そういうようなことも絶対にならうにということもあわせて、ここは一番弱い立場の方々ですから、特にこの定期作業員の方たちというのがどういう状況になるかということをぜひ伺っておきたいと思います。

合になりまた交渉なりりということを通じまして適切に対応してまいりたいというように考えております。

○林紀子君 適切に対応ということですと、本人がやめたくない、もつと働きたいと言つてもそれはだめということもあり得るということですか。

○政府委員(小澤普照君) この問題については労使間で長い間交渉してきております。

なお、ほかの問題につきましても同様でござりますけれども、あくまでも公的な企業体といふ立場でのルールがございまして、その中で結論を出していくことが定まっておりますので、ここで将来のことにつきまして私が申し上げるのは必ずしも妥当ではないというふうに思つておりますけれども、労使間の折衝によつてどのようにするかということを十分にお互いに検討していくべき問題だというように申し上げているところでございます。

○林紀子君 ほかの二万人体制のときの、先ほど退職勧奨しない、強制しないということもやはりそれも労使間での話でそういうことになつてゐるんだと思うんですね。でも、この定期作業員という方は特別なわけですか。

○政府委員(小澤普照君) 今回法律が改正されまとまたこの問題につきましても労使間での協議、交渉というものが出て来ているというようには思いますけれども、私ども基本的な姿勢としては強制にわたることのないようにということで考えているところでございます。

○林紀子君 それから、平成五年までは二万人体制、その後についてはまず二万人目標のめどがつくような段階においてまた検討していくという御返事なわけですけれども、これはどういう方向で検討していくのでしょうか。昨年の総務庁の勧告では、定員内職員一万人というような言葉も出ていたわけで、一万人になるのではないかという危惧もあるわけです。先ほど、最初に計画書といいますか年度を追つた計画書が見せられないというのは、勘ぐつて考えたらこれも不確定要素の中の

一つであつて、ここに一万人というものが書かれてるんじゃないのかということさえ考えてしまっていいのです。ですから、このところのきちんとしたお答えいただきたいと思うわけです。

○政府委員(小澤照彦君) 要員規模の問題につきましては平成五年度末までに二万人規模とすることを目標としているところでございます。

その後につきましてでござりますけれども、この点につきましては今後の事業量の見通しのことがございまして、これをまず踏まえるといふことと、それから事業の民間実行の徹底、あるいは組織全体にわたります簡素化、合理化、また事務改善等によります適切な業務運営を推進しながら厳正な要員管理を行いまして、国有林野事業の使命を果たすために必要な最小限度の要員規模とする考えでございます。

それでは、この必要最小限の要員規模でござりますけれども、これにつきましては二万人規模達成の見通しがついた時点で検討する考え方でございまして、具体的には今後の事業量の見通しなり民間実行の徹底、組織全般にわたる簡素化、合理化、事務改善等を踏まえまして、これは繰り返しになるよう恐縮なのでござりますけれども、検討、実現していく考え方でございます。

○林紀子君 続いて、今回は二万人体制にする、その中で組織機構も大合理化が行われるということですね。本庁については徹底した見直しを行い、その簡素化、合理化を図る、営林局についてはこれも徹底した簡素化、合理化を図る、営林署、担当区は三分の一程度を統合する、事業所についても存置する必要がある治山事業所を除き廃止する。人員を三万四千人から二万人にするわけですから機構の方も大幅にこういうふうにいじるわけでしょうけれども、こういう大合理化をやつて本当に国土保全ということができるか、林業振興ができるか、また地域経済にどんな大きな影響があるのか、その面で私は大変心配をするわけです。

山村振興法の目的では、「山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格

差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。」というふうにうたつておりますし、また過疎法でも、「これらの地域の振興を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。」というふうにそれぞれうたつてあるわけですが、いただきました資料によりますと、営林署支局の所在地での山村振興法で指定されている地域が二百七カ所、過疎法での指定地域というのが百四カ所にもなる。もちろん重複しているところがあると思いまして、これが全部プラスするだけの数ではないと想いますけれども、それでも三百にも上るような市町村が今回の対象になるということではないかと思います。林野庁のこうした組織の縮小というのは山村の振興ということにも大変重大な影響を与えると思いますけれども、その辺はどうお考えになつていますか。

○政府委員(小澤晋照君) 私どもこれから国有林の經營を立て直していく中で、組織の簡素化なりあるいは再編整備という問題は避けられないわけでござりますけれども、ただこの際に、営林署等国有林野の管理經營組織というのは、その存在というものが期間的にももちろん長いこと続いてまいりましたし、また地域社会に果たす役割も大変大きいわけでございます。地域と密接な関係を保つてきましたことは十分に私どもも認識しているわけでございまして、したがいまして、今後営林署等の組織の見直しに当たまつては、それぞれの地域におきます社会的なあるいは経済的な事情でござりますとか、あるいは地元の住民の方々の意向も考慮していかなければならぬといつうように考へておるわけでござります。しかしながら、その中の組織の再編整備でござります。この際にはやはり地域に与える影響というものを最小限に抑えるということが必要かと思つておりますし、これらの方策等につきましては今後多角的に検討いたしまして適切な対処をさせていただきたい、このように思つてるのでございます。

○林紀子君 この特別措置法についてもつとお聞きしたいところがあるんです、森林法のことについてもうお聞きする時間がなくなりましたので、最後に一つだけお聞きしたいと思います。今度の森林法では分収育林裁定制度というのが新規に導入されておりますけれども、その発動要件として、引き続き放置されれば土砂の流出等の災害の発生のおそれがある場合と、かなり抽象的な要件だと思うわけなんですね。これは非常に私権を制限するものですので、もっと具体的な厳格な要件が必要だと思ひますけれども、その辺についてはどう考へておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 間伐や保育が実施されないまま放置されると立木が込み合いまして林内に光が差し込まなくなる、その結果下床植生が消滅する、それから林内に成長衰退木や破損木が発生してそして表土の流失が生ずる、そこに豪雨が来ますと土砂の流出とか崩壊等の災害が起こるこということで、それに対する対応するかというのが今回この分収育林裁定の制度でございます。

今回、森林法改正に伴いましてその分収育林の契約の締結に裁定という制度を設けたのは、今申しまして、市町村長による間伐とか保育の実施勧告等いろんな制度が今ありますけれども、それをやつてもなおかつ実施されないという状況がございまして、それに対応するために設けたものでございまして、そのことから現地の森林の状況とかまたは保有者が実施されないことにより土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるということを規定したわけでございます。

具体的には、林分密度等によって過密度を客観的に判断するということ、それから現地の森林の状況とか、当該森林の周辺地域における類似災害の発生状況とか、地形とか地質、気象等の自然的条件につきまして十分現地調査等を行いまして、午後五時三十一分散会

午後五時三十一分散会

○委員長(吉川博君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

第五号中正誤			
ペジ	段	行	誤
二	三	から終わり	
タ	四	五	敵地
三	一	終わり	國体
		から	適地
	追川		追川
			正